

金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障制度改革推進法案(衆議院提出)
○子ども・子育て支援法案(内閣提出、衆議院送付)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋千秋君)　ただいまから社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、山内徳信君、難波奨一君及び田村智子君が委員を辞任され、その補欠として福島みずほ君、那谷屋正義君及び大門実紀史君が選任されました。

○大門実紀史君　高橋委員長の不信任を求める動議を提出いたします。

○委員長(高橋千秋君)　ただいま高橋千秋君外一名から、賛成者と連署の上、文書により委員長不信任の動議が提出されました。よって、委員長は、この席を譲つて理事櫻井充君に会議を主宰していただきます。

○理事(櫻井充君)　社会保障と税の一体改革に関する特別委員長高橋千秋君不信任の動議を議題といたします。

まず、提出者から本動議の趣旨説明を願います。大門実紀史君。

○大門実紀史君　中村哲治君並びに私、大門実紀史は、社会保障と税の一体改革に関する特別委員長高橋千秋君の不信任を求める動議を提出いたします。

本委員会は、委員長高橋千秋君を不信任とす

る。

以下、動議提出の理由を申し上げます。

まず、八月七日、私たち参議院七会派が消費税増税反対の多数の民意にこたえるために問責決議案を提出したにもかかわらず、民主、自民、公明の三党が本日増税法案の採決を強行しようとしていることに厳重に抗議をいたします。

以下、動議提出の理由を申し上げます。

まず、八月七日、私たち参議院七会派が消費税増税反対の多数の民意にこたえるために問責決議案を提出したにもかかわらず、民主、自民、公明の三党が本日増税法案の採決を強行しようとしていることに厳重に抗議をいたします。

以下、動議提出の理由を申し上げます。

まず、八月七日、私たち参議院七会派が消費税増税反対の多数の民意にこたえるために問責決議案を提出したにもかかわらず、民主、自民、公明の三党が本日増税法案の採決を強行しようとしていることに厳重に抗議をいたしました。

以下、動議提出の理由を申し上げます。

まず、八月七日、私たち参議院七会派が消費税増税反対の多数の民意にこたえるために問責決議案を提出したにもかかわらず、民主、自民、公明の三党が本日増税法案の採決を強行しようとしていることに厳重に抗議をいたしました。

ついても厳重に抗議をいたします。
以上です。

○理事(櫻井充君)　それでは、これより採決に入ります。

○大門実紀史君　中村哲治君並びに私、大門実紀史は、社会保障と税の一体改革に関する特別委員長高橋千秋君の不信任を求める動議を提出いたしました。

本委員会は、委員長高橋千秋君を不信任とす

る。

以下、動議提出の理由を申し上げます。

まず、八月七日、私たち参議院七会派が消費税増税反対の多数の民意にこたえるために問責決議案を提出したにもかかわらず、民主、自民、公明の三党が本日増税法案の採決を強行しようとしていることに厳重に抗議をいたしました。

には瑕疵がないと、そう思つております。

それでは、まず総理にお伺いしたいと思いますが、先日の両院議員総会の中では、解散の時期については明示しない、それは当然のことなんだという趣旨の御発言をされたかと思ひますが、今回これは三党での話合いになるんでしょうか、それとも二党間の話合いになるのか分かりませんが、近いうちに信を問うという趣旨の御発言をされたようですが、これについて、この近いうちと総括、採決日程を、国民の生活が第一、みんなみどりの風が反対をしたにもかかわらず、高橋委員長は、民主、自民、公明三党の意向だけに従い決定したことであります。そもそも三党合意で提案されている法案です。反対会派、少数会派の意見を見を専段に尊重するのは中立公平を旨とする委員長の当然の責務ではありませんか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君)　おはようございます。ただいま櫻井委員からの御質問でございますが、おととい党首会談を開かせていただきまして、社会保障と税の一體化にかかる問題であります。橋千秋君不信任の動議に賛成の方の起立を願います。

○理事(櫻井充君)　起立少数と認めます。よつて、本動議は賛成少數により否決されました。

○委員長(高橋千秋君)　速記を起としてください。

〔速記中止〕

〔理事櫻井充君退席、委員長着席〕

○委員長(高橋千秋君)　速記を起としてください。

○委員長(高橋千秋君)　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案、社会保険法及び社会保険の安定化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を提出している下で、本日の採決を强行しようとしていることであります。

国民の切実な声を代弁し、七会派が提出した総理間質決議案はあらゆる法案に優先して採決すべきであります。その扱いも不透明な下で、本日の委員会を開くこと自体が議会制民主主義に反するものです。この点においても高橋委員長の責任は重大であると言わざるを得ません。

以上が不信任案を提出する理由であります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○櫻井充君　おはようございます。民主党・新緑風会の櫻井でございます。

今、高橋委員長の解任動議が出されましたが、

議事進行のもし責めを負うとすれば与党筆頭の私の責任だと思っておりまして、私は、高橋委員長

すし、きちんとした御説明を必要とされる場合にはきちんと説明をしていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

さて、本題に移りたいと思いますが、今回の改革というのは、もちろん社会保障と税の一体改革

ではあります、私はもう一方で、財政再建、このことも総理が常々おつしやっていたことですか、財政再建のためという意味合ひもあるんだらうと、そう思つております。そういう意味で、今回、改革は財政再建に資するものなのなかどうか、この点について総理にお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今回の一体改革関連法案の目的は、社会保障の安定財源、これを確保することと財政健全化の同時達成ということをございます。その意味では、当然のことながらこれは財政健全化に向けての大変大きな、一里塚に向けての大きな一歩だとうふうに思つんですが、一体改革で国民の皆様に消費税の御負担をお願いをする、そして、そこで出てくる增收分については、社会保障の充実に一%、安定化に四%と、いうことでござります。そのことによって社会保障制度の持続可能性が確保されることになりますが、同時に、子や孫の世代への負担の先送りを小さくするということになりますので、基礎的財政収支の改善なども当然のことながら行われることになります。

その意味で、さつき申し上げたとおり、社会保障の安定財源確保と同時に、財政健全化に向けても大きな一步を踏み出ると、そういう位置付けだと認識をしております。

○櫻井充君 この場でも随分議論があつたんですが、現在、例えば日本の十年国債の利回りは一%前後ぐらいであつて、本当に危ないんだろうかと。つまり、マーケットから見れば世界で一番安全な国債だというふうに信認されているんですね。いかという、そういう意見もございました。一方で、対GDP比で見れば二〇〇%近く、まあ超えているという話になつていて、この数字を見ればギリシャやボルトガルなどと比較しても相当危ないんだという話がございましたが、もう一度この面で総理の方から、なぜ財政再建が必要なのか、そのことについて御説明いただければと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 欧州の今の状態を

見ても、財政に対する信認が薄らいだりなくなつたときに、それが金融不安や経済不安につながる、そういう意味では財政状況の大きな改善効果は見込まれるということです。

○國務大臣(安住淳君) おはようございます。

私が方から少し丁寧にお話をさせていただきまして、いくという状況が生まれています。一たび財政に対する信頼を失つたときには、その後、様々な困難な状況を生むような状況をやらざるを得なくなつてゐるのが現状だと思います。

日本については、確かに今国債の金利については低位で安定をしている状況でござりますけれども、財政に対する信認がなくなつていく、財政規律を守ろうとしている、つまりは日本とて緊張感を持った状況にならざるを得ないと思います。

今回も様々な局面がありました。曲折がありましたが、とにかくしてこの一体改革の法案も成立しました。もしかするとこの状況に陥つたときの金利の動向を見ても、やっぱりそこは私は一定の証明がされるのではないかと思ひます。

したがいまして、何としてもこの法案を成立させさせていただき、社会保障を安定させる、充実させるとともに、財政健全化に向けてもきつと日本は道筋をたどつていくんだということをしっかりとお示ししなければいけないと考へております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

ただ、その意味で、私は、この委員会での、大変申し訳ございませんが、安住大臣の答弁の中でちょっと腑に落ちないところがございました。これはみんなの党の中西委員の質問に対しても、が、今回の消費税の引上げによって国債の発行額が、今度の公債の発行額を減らせるのかという質問がある、公債の発行額を減らせるのかといふことによつて、このままであると、金利の上昇等を反映して、国債費が今よりもやはり七・三兆円ほど増えますので、足せば約十五兆円ほど増加を歳出が見込まれるということになるわけです。ですから、ほつておけばこの分増加をしてしまうと。

しかし、今回、歳入面で消費税の引上げや経済成長に伴う増収をすることによって約十五兆円、同程度の収入というものが見込まれるので、先ほど私がお話をさせていたいたいた数字になるということになりますから、結果的には、一体改革が行わぬ場合に比べ、国債発行額が抑制されることが加えまして経済成長に伴うGDPの数値を増加するわけですから、同じく二〇一二年から一六年にかけて、例えばGDPに対する国債発行額の割合からいえば九・二%から八・四%に、また公債依存度等も四九%から四二%に低下します。ですから、そういう点では基礎的財政収支は、これ

どうか、明確に御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) おはようございます。

内閣府から少し丁寧にお話をさせていただきまます。

結論を申し上げさせていただければ、国債の発行額は抑制をされていくということにはなります。ただし、若干の減少をするということを私はここで申し上げたのは、次の点からでござります。

今年一月に内閣府から公表をされました経済財政の中長期試算の慎重シナリオでは、国の一般会計における歳出と税収等の差額を見ると、二〇一二年で四十四・二兆円でござりますが、一六年では四十四兆円、つまり約二千億程度、若干減少するという見通しでござります。

確かに、これだけを見ると国債は減らないんではないかもしないという状況に陥つたときの金利の動向を見ても、やっぱりそこは私は一定の証明がされるのではないかと思ひます。

したがいまして、何としてもこの法案を成立させたいと、消費税法の附則の十八条の二のところでいろんな意見があつたわけです。つまり、今回、増税させていただくにしても、結果的にはそこで余裕が出たものがまた更に公共事業に、全ての公共事業が悪いと申し上げているわけではないが、ここには一つ理由がござります。二〇一二年度から一六年にかけて、実は歳出の面で、社会保障の充実、基礎年金の国庫負担の二分の一の引上げ等によって財政的には支出増が七・三兆円増えます、このままであると、さらに、経済成長に伴う金利の上昇等を反映して、国債費が今よりもやはり七・三兆円ほど増えますので、足せば約十五兆円ほど増加を歳出が見込まれるということになるわけです。ですから、ほつておけばこの分増加をしてしまうと。

この点についてもう一度、今のようなことであつて、仮に金利の上昇がそうするとなれば、金利の上昇がなければ、逆に申し上げれば消費税の増税によって景気が冷え込むんじゃないかという、そういう指摘もあるわけですから、金利の上昇がなかつたとこれ仮定すれば、この分については、その分は発行額を減額することが可能だという認識でよろしいんでしょうか。

○國務大臣(安住淳君) 御指摘のとおりでございまして、我々としては過去のデータを見て、高めの上昇がなかつたとこれ仮定すれば、この分については、その分は発行額を減額することが可能だという認識でよろしいんでしょうか。

あつた際に、明確に、減額できるんだという、こういう答弁がございませんでした。仮に、これ、国債の発行額を減らせないということになると、今総理から御答弁があつた財政再建に資するという点からしてみると、若干違うことになつてしまふんではないかと思います。

改めて安住大臣に、今回のこの消費税の引上げによって公債の発行額を減らすことができるのか

については二〇一二年度三角六%は二〇一六年度にはマイナス三・二%へと改善が見込まれますから、そういう意味では財政状況の大きな改善効果は見込まれるということです。

○櫻井充君 ちょっととこれは財務省の試算なのか

まず、公債の金利負担分が七・二兆も増えるといふ試算になつておりますが、これが本当に適切な数字なのかどうか。かなりいつも多めに見積もつていますから、ですから、それが本当に適切なかどうか。

なぜかといいますと、消費税法の附則の十八条の二のところでいろんな意見があつたわけです。

つまり、今回、増税させていただくにしても、結果的にはそこで余裕が出たものがまた更に公共事

業に、全ての公共事業が悪いと申し上げているわけではありませんが、それが膨らんでいつ、結果的には財政再建という道筋を失つてしまふことになるのではないかという、こういう疑惑がございました。

この点についてもう一度、今のようなことであつて、仮に金利の上昇がそうするとなれば、金利の上昇がなければ、逆に申し上げれば消費税の増税によって景気が冷え込むんじゃないかという、そういう指摘もあるわけですから、金利の上昇がなかつたとこれ仮定すれば、この分については、その分は発行額を減額することが可能だという認識でよろしいんでしょうか。

○國務大臣(安住淳君) 御指摘のとおりでございまして、我々としては過去のデータを見て、高めの上昇がなかつたとこれ仮定すれば、この分については、その分は発行額を減額することが可能だという御指摘がございましたが、上回らない程度に設定をしておりますから、これは櫻井さん、副大臣もやられて御存じのとおりでございますの

で、もし我々が予想するよりも低い国債の金利の状況が統けば、今私が言つた話から国債の発行額というものは結果的に減額ができるということになりました。

○櫻井充君 きちんととした形で財政運営を行つていただきたいということをお願いしておきたいと

思います。

今回、消費税を一〇%に引き上げた場合には、国民負担率といふのは一体何%まで引き上がるんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) この件については何回か御指摘をいただきました。

今現在が約三九・九%でございまして、最近は四〇%前後で推移をしております。三%引き上がった場合の国民負担率は一・二%増、五%の引き上げのときは国民負担率は三・七%増ということになります。

ですから、今現在一一・四ポイントほど財政的な負担、つまり借金で補つてある部分がございまから、その部分がここに換わつていけば、財政出動、赤字国債でこの国民負担率をカバーして

いる下の分が減つていくということは試算として言えると思います。

○櫻井充君 そうしますと、多分二〇%になると四三%を超える数字になるのかと思いますが、こうなつてくると、イギリスが五〇%弱ですから、そこには近づいてくることになると思います。

これ、前の委員会でも指摘させていただきまして、ヨーロッパと日本の違いは何かと云うと、教育コストとそれから住宅コストが全く違つてしまつて、ここに負担を軽減しない限り更なる国民負担を求めていくことは私はかなり難しいことではないのかと思っておりまして、是非総理にお願いです。今、低所得者の方々やそれから中企業の方々に対しての問題点の提起はございましたが、全体として、社会全体としてのありようを改めて御検討いただきたいと思いますが、その点について御決意をお願いしたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今、教育とか住宅コストの違いとか御指摘ございました。そういうことをよく参考にさせていただきまして、検討させていただきたいと思います。

○櫻井充君 よろしくお願ひします。

要するに、なぜ負担感が強い、重いと感じるのかというのは、家計からの支出がやはり全然違つたからだと思っておりまして、是非御検討いたさたいと思います。

それから、先ほどGDPが伸びてというお話をされました。相対的な借金の割合になつてきますから、本来は分子の絶対的な額を減らすことも一つですが、ここ十年間ずっと経済成長を遂げてこなくてGDPが伸びてこなかつたというのが、結果的にはその公債の割合が世界と比較したときに高くなつてきたと。この経済成長を遂げてこなかつたのは、先進国だからということではなくて、先進国の中で唯一日本だけが経済成長を遂げることができませんでした。

その中の原因は幾つかあるかと思います。それは、成熟社会になつて消費が落ち込んだとか、それから消費者世代が減つてきたとか、いろんなことがあるかもしれません。もう一つ、やはり何といっても大きいのは物価が上昇しなかつたことなんだろうと、そう思つております。一方で、何が起つたレから脱却ということを随分言われておりますが、なかなか実現できてこなかつたと。これをどうやって実現されるのか、総理にお伺いしたいと思います。

○櫻井充君 ありがとうございます。

一般論としてそういう話になると思つてゐるんですが、もう少し具体的に申し上げると、例えばアメリカではリーマン・ショックの後に物価が下落いたしました。このときには政策金利は五%程度からゼロまで引き下げられましたが、それでも物価は下がつております。一方で、何が起つたのかというと、貯蓄率が上がりまして、要するに不安感があつたから貯蓄に走り、そしてその結果、物価が下がるという現象が見られます。

我が国の場合には将来の不安があつて、高齢者を中心として相当額の金融資産を確保されていて、それが経済に回つてこないから、だからなかなかデフレから脱却してこないんだろうと思つていて、そういう意味において、この社会保障の制度を充実させて国民の皆さんから信頼感を得るということは私はデフレ脱却の一つにつながつていいものだと、そう思つております。

この点については、是非総理からいろんな場面で御発言をいただきたいと思いますし、それからきているという状況でございます。したがつて、今こそデフレという長年の、まさに積年の問題と決別するチャンスだととらえて、経済の再生は元々この内閣の最重要課題と位置付けておりますけれども、デフレ脱却の好機を逃すことなく、適切なマクロ経済運営政策とともに、デフレを生みやすい経済構造の変革に全力を尽くしていただきたいと思います。

具体的には、七月の三十一日に閣議決定をした日本再生戦略に基づきまして、デフレ脱却に向け、物、人、金を動かす観点から、平成二十五年度までを念頭に、規制・制度改革、予算、財政投融资、税制など政策手段を動員することが不可欠であるというふうに思います。また、金融政策においても、日銀が物価安定のめでの達成に向けてしっかりと努力を行うことが重要であり、日銀に對しては、政府との緊密な連携の下、デフレ脱却が確実となるまで強力な金融緩和を継続するよう期待をするところでございます。

○櫻井充君 ありがとうございます。

一般論としてそういう話になると思つてゐるんにはいろんな観点からの様々な取組が必要だとおもいますが、一つは、やっぱり国民の皆様が不安に思つてのこと、関心を持つてることに対しあまり思つてないことが多いと、将來何を考えたりなど思つてゐるんです。そういう意味で、今の政治に対する不信感を払拭するために、総理としての御決意をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 政治不信を払拭するにはいろんな観点からの様々な取組が必要だとおもいますが、一つは、やつぱり国民の皆様が不安に思つてのこと、関心を持つてることに対しあまり思つてないことが多いと、将來何を考えたりなど思つてゐるんです。そういう意味で、今の政治に対する不信感を払拭するために、総理としての御決意をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 政治不信を払拭するにはいろんな観点からの様々な取組が必要だとおもいますが、一つは、やつぱり国民の皆様が不安に思つてのこと、関心を持つてることに対しあまり思つてないことが多いと、将來何を考えたりなど思つてゐるんです。そういう意味で、今の政治に対する不信感を払拭するために、総理としての御決意をお伺いしたいと思います。

長い間デフレの状況に陥つた今までありますので、おととし、政権交代直後に改めてデフレ状態であるこの宣言をさせていただきました。その後も様々な取組を行つておりますけれども、なお現在おも緩やかにデフレ状況が続いているということであります。

ただし、若干ちょっと注目しなければいけないのは、このところ物価の下落テンポが緩和をしてきているという状況でございます。したがつて、この点については、是非総理からいろんな場面で御発言をいただきたいと思いますし、それからもう一点は、過度な価格競争をどうやめさせるかなんではないのかと思つています。

小泉・竹中改革で、競争すれば幸せになれるんだと、歯を食いしばつて頑張れと言われましたけれども、結果的に競争してきたのは何かと云うと、価格競争をずつとやり続けてきたことであつて、この同業他社との価格競争をどうやめさせていくのかというのもう一つのデフレ脱却の道筋についての点についても、これは答弁結構ございりますので、御検討いただきたいと思います。

四

受けられるわけです。こういったその制度を国民の皆さん方が実は知らないので、私、地域回ったときに、百万掛かるんでしようか、二百万掛かるんでしようかと、そんな掛かりませんよという説明をするに驚かれるんですが、そういうたその制度がきちんとあるにもかかわらず十分説明されていない。それから、年金についても、破綻するんではないかと。だけど、これは政府に対する信頼感があれば、私はここのことろもきちんととした形で払拭できるんではないかと思つていています。

私は、大事な点は何かといふと、国民の皆さんを信用するかどうかだと思っていて、例えば、これは野田政権のときではありませんでしたが、原発対応のときに、この情報を伝えたら国民の皆さんはパニックになるから伝えませんでしたと。要するに、政府が国民の皆さんを信用していませんよというメッセージを送っているわけです。そう頼るということには私はならないと思つて、私がどうございました。(発言する者あり)

○委員長(高橋千秋君) 御静聴をお願いします。

○吉川沙織君 民主党の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の締めくくり総括質疑を迎えるに当たり、社会保障の持続性と財政の持続性、税については地方分権を前に進めようとする我々の立場から質疑を行いたいと思います。

我が国における人口構成は大きく変容し、少子高齢化が一層進むこと、そして国の予算の約半分を赤字国債で賄う状況が続いているということに鑑みると、どの立場に立とうとも社会保障の持続性と財政の持続性に向けて取り組むということは避けは通れない道であると思います。

ここ数日、一体改革関連法案の先行きが不透明になつたことに伴い、国債市場が神経質になりつありました。仮に国債が売られるような事態に

なれば、財政はもちろん国民生活への影響は避けられなかつたところですが、一体改革関連法案が成立しない場合の国債市場に与えるインパクト、そして何より国民の皆様の生活に与える影響について、総理にお伺いします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今、吉川議員御指摘のとおり、財政への信認と国債市場や国民生活との関係といふのは、これ密接不可分だというふうに考えております。

例えば、今回の欧州債務危機の状況を見ますと、財政への懸念といふものが深刻化する、そうすると、財政の持続性に対する市場の信認を失うという状況になりますと、急激な国債価格の下落、そして国債金利の上昇が生じています。そして、財政に対する信頼の回復のために、社会保障給付のカットなど極めて厳しい緊縮策の実施を余儀なくされ、その結果、経済や国民生活に大きな混乱が生じているところでござります。

したがって、一体改革は、国民の皆さんに御負担をお願いをするものであり、困難な課題ではありますけれども、こうしたこと踏まえれば待ったなしの状況であります。その意味からも、今の我が国の国債金利が低位で安定をしているということの状況の中で、一体改革関連法案を是非とも成立させさせていただきまして、我が国財政に対する市場の信認を引き続き確保することが重要であると考えております。

○吉川沙織君 今回の一体改革は、少子高齢化が一層進む我が国において社会保障の持続性の端緒となるものであると思います。もちろん残された課題は数多くございますが、それでも、今取り組まなければ社会保障制度そのものの崩壊につながつてしまうことになると思います。バブル経済崩壊後の右肩下がりの社会しか私は知りませんから、若い世代の一人として切にそう思います。

本格的な高齢社会に対応するためには、社会保障費の安定財源の確保が喫緊の課題であり、社会保

障制度の持続性の観点から、消費増税分を全て

社会保障四経費に充て、全世代でその負担を分かち合うことは避けて通れなかつたものであると思います。

今この選択をしなければ、社会保障制度そのものの崩壊につながる甚大な影響が出ることに相違ないと考えますが、総理、簡潔な答弁をお願いします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) おっしゃるとおりであります。急速な少子高齢化であるとか社会経済状況の変化の中で、社会保障制度、これはまさに国民生活に直結をしています。これを持続可能なものにしていくためには、給付は高齢者を中心、負担は現役世代中心という構図のままではこれは持続可能性は担保できないと思います。

高齢者三経費だけではなく、子育て世代、若者世代、現役世代に対してもしっかりとケアする社会保障であるということ、支える側についてもしっかりと光を当てていくことをもってまさに持続可能性が生まれると思いますので、一体改革の意義はそこにあると考えております。

○吉川沙織君 私自身もバブル崩壊後の日本社会しか知りませんので、本当にこれでずっと安心して年を重ねていけるのだろうかというところはまだ疑問に思うところはあります。

ただ、今般の消費税率引上げに伴い、国民の皆様から納得を少しでも得るために、様々な立場にある国民一人一人にきめ細やかな対応が求められます。しっかりとした低所得者対策、逆進性対策を講じるべきと考えますが、今後どのように進めめるのか、財務大臣に伺います。

○國務大臣(安住淳君) まず、やっぱり社会保障目的税率をちゃんとして、先ほどのお話を続きでございますが、総理の、お預かりした消費税をやっぱり年金、医療、介護、さらに少子化対策にちゃんと使っていくという透明化を責任を持ってこれからやつていて、国民の皆さんに私は消費税を浸透していくと、理解していただくようにしたいと思います。

そして、御指摘のように、この委員会の中で再

示しました。

積極的労働市場政策を取ることこそが社会保障制度の持続性につながると思いますが、厚生労働制度の支え手を増やし、それがひいては社会保障制度の持続性につながると思いませんが、厚生労働大臣、端的に御答弁お願いします。

○國務大臣(小宮山洋子君) 委員がおっしゃるよう、少子高齢化が進む中で、やはり社会保障を維持するためにも、この社会を維持していくこと

自体のためにも、一人一人が能力を發揮して働ける社会のためにもっと力を入れなきゃいけないと思っています。

この社会保障改革の中でも、全員参加型社会ということで、今おっしゃった若者、そして高齢者、女性などが、意欲ある人が働けるようについて、うことで政策を盛り込んでいますし、おっしゃったその非正規雇用のしっかりとした処遇というのは大事ですので、この国会で有期雇用を無期に転換する労働契約法の改正とか、ここでも御審議いただいた短時間労働者への社会保険の適用などもしています。

とにかく働きがいのある、人間らしく働ける社会をつくるということ、そしてまた全世代対応型の、子ども・子育て支援も含めて、若い人も含めて、世代を超えて意欲ある人が働くことによってお互いに支え合っていくそういう社会のためにも労働政策はもつと力を入れなきゃいけないというふうに考えていました。

○吉川沙織君 今、積極的労働市場政策含め、全世代でやつていこうというお話をございました。ただ、若い人の戦略を見ますと、新卒者向けはそれなりにかなり拡充されているんですけど、例えば前回の就職氷河期世代、私ぐらいの年代の既卒者対策についてはこれまでの施策の延長線上でしかないというものも散見されますので、是非リーダーシップ取つて進めていただければと思います。

総理は、七月十三日の参議院本会議において、「社会保障の充実策として、保育の量的拡充、質の改善等による子育て世帯に対する支援や、働く希望を持つ全ての人に対する就労促進策の強化、短時間労働者に対する厚生年金及び健康保険の適用拡大などを盛り込んでおり」と答弁されていますが、この中で今回の消費増税分が充てられるのは、就労支援ということになります。また、給付と負担のバランスを世代間で見ていく必要があると考えます。ここ数年で見ますと、高齢層の貧困率は若干改善している一方で、子育

て世代の貧困率は若干上昇しています。これはつまり、先ほども申し上げましたとおり、若年層の雇用状況が悪化し続いているということにほかなりません。また、健康保険料を払えずに医者に行けない若年貧困層の拡大にはなかなか光が当たりません。改正高年齢者雇用安定法においては、六十五歳までの雇用を義務付けようとする一方で、給付と負担の在り方、これらの議論は避けては通れず、確かに存在する世代間格差の是正に向けて、給付と負担の在り方、これらの議論は避けては通れない、今後必ず避けては通れない議論だと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 新卒者の就職が難しいということであるとか非正規雇用が増大をしているということ、これまさに若者の生活を厳しくしているということだというふうに思います。それが、ひいては結婚、子育てを厳しくしているということにつながっていますので、これはまさに社会全体で対応すべき大変重要な問題だと認識をしています。

今回の一体改革の意義は、先ほど申し上げたとおり、給付は高齢者に、そして負担は現役中心に、場合によつては将来世代にシケ回しということになると改めていくといふ、その世代間の公平を期していくということによってこれが変わっていくんじゃないということだということ、特に子育て支援はまさに充実の部分の柱になっています。そのことと、今回の消費税の引上げの直接的な対象ではなくていませんが、若者の雇用ということ、これは財政の機動性回復する中でしっかりと対応しないければいけませんが、そういうことをやっぱり若者にきちっとメッセージで伝わるようになることが今回の一体改革の私は重要な意義であるというふうに思います。すなわち、これからまさに社会を支える人たちは、支える側もケアをするんだということの方向性をこれから我々政府は責任を持ってたどつていま

たしましたけれども、この問い合わせに對して真正面からお答えできますでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 地域主権改革、まさに私も掲げる「一丁目一番地だ」というふうに思いますが、そのためには、地方が役割を十分果たせるために安心感が得られるかというと、まだやっぱり不安があります。百年安心と言われた年金制度も今こういう状況ですし、いろんな政治情勢見えますとやはり不安感を抱かざるを得ないのが私の世代でもありますので、是非今おっしゃった内容で前に進めていただければと思います。

さて、我々は地方分権を一丁目一番地にも掲げていますので、地方分権を推進する立場から、今般の法改正で地方消費税の充実を行い、偏在性の低い地方税体系の構築を目指そうとしています。そこで今後の課題となっているのは地方法人課税の在り方であり、これも今後見直すこととされています。これは今後、地方にとって大変大きな問題になると考えられますので、今後の改革に向けて基本的な考え方を改めて確認しておきたいと思います。

今回の税制の抜本改革では、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われることにより税源の偏在性の是正の方策を講じることとされています。この規定は、地方税には税源の偏在性があること、そしてその主要因は地方法人課税にあるということが大前提になつています。

しかし、地方税体系というのは、様々な特徴をもつ税目が組み合わさることによって構築されています。ですから、地方税全体として偏在度が少ないものであれば、その内訳として、相対的に偏在はしますが、伸長性に富んでいるという、そういう税目があつても差し支えないのではないかどうですか。

ですので、取り立てて今回、地方法人課税の偏在性のみを取り出して是正しようとするこのの意義は何かということ、これは先日総理にお伺い

たしめたけれども、この問い合わせに對して真正面からお答えできます。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 地域主権改革、まさに私が掲げる「一丁目一番地だ」というふうに思いますが、そのためには、地方が役割を十分果たせるために安心感が得られるかというと、まだやっぱり不安感を抱かざるを得ないのが私の世代でもありますので、是非今おっしゃった内容で前に進めていただければと思います。

さて、我々は地方分権を一丁目一番地にも掲げていますので、地方分権を推進する立場から、今般の法改正で地方消費税の充実を行い、偏在性の低い地方税体系の構築を目指そうとしています。そこで今後の課題となっているのは地方法人課税の在り方であり、これも今後見直すこととされています。これは今後、地方にとって大変大きな問題になると考えられますので、今後の改革に向けて基本的な考え方を改めて確認しておきたい

と思います。

今回の税制の抜本改革では、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われることにより税源の偏在性の是正の方策を講じることとされています。この規定は、地方税には税源の偏在性があること、そしてその主要因は地方法人課税にあるということが大前提になつていています。

しかし、地方税体系というのは、様々な特徴をもつ税目が組み合わさることによって構築されています。このときに掲げました公平、透明、納得が現在の租税原則となつていてるのであれば、その内訳として、相対的に偏在はしますが、伸長性に富んでいるという、そういう

一部国税化は税制として矛盾しており、また地方分権の流れに反することから認めない」と明記しています。なお、このときに掲げました公平、透明、納得が現在の租税原則となつていてるので、これは我が党にとって大事な大綱だったと思いま

六日の民主党税制改正大綱では、「法人事業税の一部法人事業税を見直すに当たっては、現行の制度、地方法人特別税、譲与税を存続するのではなく、透明、納得が現在の租税原則となつていてるので、これは我が党にとって大事な大綱だったと思いま

これらの考え方方に立つとするならば、今後、地方法人課税を見直すに当たっては、現行の制度、地方法人特別税、譲与税を存続するのではなく、交付税原資交換論を基本に検討するのがこれは筋ではないかと思いますが、総務大臣、いかがで

しょうか。

○国務大臣(川端達夫君) このいわゆる法人課税の問題が偏在の中で一番大きな偏在性を持つてゐることで、かねてからこういう臨時特別の調整をやつてきたけれども、税制を抜本改革するときにはもう一回見直しなさいということになつてゐるということありますので、我々として精力的にやつておりますが、やはり、様々な議論の中で、やはりあるべき部分でいうと、偏在性の背景として、やっぱり経済活力、それに伴う個人の所得、それから地価の問題等々がもう必然的にありますので、必ずしも一律に全部同じものになるということにならないという意味では、国税も含めた大胆な税源交換という議論が、我々としては提起しておりますので、抜本的にそういうことに踏み込んで議論しないといけないと思っておりますので、専門的な分析も必要ですので、そういうことをしつかりやる研究をもうスタートをさせることをよろしくお願いします。

○吉川沙織君 地方法人課税に偏在性があるといふ場合、人口一人当たりの税収や何かで測るんですけども、仮に地方で法人が活動を行おうとした場合、行政や財政需要も出てくることになります。それは、昼間の人口が増えることになつて様々な行政サービスをつくつていかなければいけませんので、それをもつて偏在性があるとかないとかというのはちょっとまた難しい問題だと思ひますし、今総務大臣御答いただきましたような形で、元々我が党は地方分権を進めるという立場で反対をしていましたので、交付税原資交換論、難しい議論にはなると思いますが、地方分権を推進するに当たつて非常に大事な問題になつてくると思いますので、是非前に進めていただければと思います。

さて、最後に、社会保障の安定化や財政再建は、先ほどから申し上げておりますとおり、若年層を含む将来世代の安心感のために必要であります

られないというのが私世代の実感でもあります。

ただ、これを一里塚として今後更なる歳出歳入改革そして社会保障制度改革に取り組む必要があると思います。また、あわせて、先ほどからこれも何度も申し上げておりますが、社会保障制度の持続性の観点からも、支え手である若年層の雇用改善にもしっかりと取り組むということを総理の口からお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今回の改革の意義というのは社会保障の充実とそして安定化のための安定財源確保と財政健全化の同時達成でありまして、このことによつて全て安心がもたらせるのか、特に若年層が納得するかということ、これゴー

ルではありません。御指摘のとおり一里塚だけでもうふうに思いますが、一里塚でも、これは前へ進むべきではないというふうに考えております。

そして、特に若年層を含む国民が将来に対する十分な安心感が得られるようにこれは歳入面だけではなくて歳出面も含めてこれから最大限の努力を行わなければいけないと思います。特に社会保

障の持続可能性を考えたときに、これいつも人口構成で申し上げますが、遠くない将来に支えられる側が一人、支えられる側が一人という肩車の社会になるときに、支える側が雇用環境が厳しいというふらふらした状況では、これは社会極めて不安定であります。

その意味からも、支え手である若年層をよくケアをする、そういう制度改革をしていかなければいけないと、特に雇用の問題、特に重要なと考えております。

○吉川沙織君 参議院は、国会情勢ねじれている状況の中で、本当に完璧な法律というのはできな

いと思います。ただ、今取り組まなければならぬ課題が今の法律であるということ、そして、将

来世代に対して責任を持つ、そういう責任が我々にありますと申上げまして、質問を終わらせさせていただきます。

○衛藤晟一君 自由民主党の衛藤晟一でございま

す。

いよいよ締め総の段階に入りました。さて、最終的にこの締めをめぐつて、総理そして我が党総裁との間に二つの話合いが行われました。法案の早期成立と、近いうちに信を問うということでござります。

先ほどからも質問ございましたが、法案につい

ては早期成立ということで、まさに約束をしてから二、三日の間にこれが実行される。二日の間に実行されるということになるわけでもございま

す。そんな意味で、早期成立という言葉は、もう我々はちゃんと守ろうとしているということは御理解いただけると思います。

さて、総理の方は、近いうちに信を問うと。当初出された言葉は近い将来ということのようですが、私は、総理が就任されたときに、そのときに理解いたげると思います。

さて、総理の方は、近いうちに信を問うと。当

初出された言葉は近い将来ということのようですが、私は、総理が就任されたときには、小沢さん、既にある意味での政治生命というものは終わろうとしているのに配慮し過ぎだ、その何とかまとめようとしているのに配慮し過ぎだ、その象徴的な人事が幹事長人事ではないのかという話は、二つ問題を指摘させていただきました。一つは、「つさせていただきました。その幹事長が、常

に何とかまとめようとしているのに配慮し過ぎだ、その象徴的な人事が幹事長人事ではないのかという話は、二つ問題を指摘させていただきました。一つは、「つさせていただきました。その幹事長が、常

んな言葉を言つてはいる。今回も一番もめたのは、もうずっと審議も詰まってきたからぼちぼち採決をというときに、二

十日の週から締めに入ればいいと。ということ

我々はこつこつこつこつちゃんと履行してきました。もちろん現場ではそれはやりましたよ。しかし、上方で、民主党の幹事長や、あるいは総理自身の発言の中でも、あるいは筆頭理事さんからも、そういう意思ではなかつたということかもしれませんけれども、そういうものが重なつてくると、当然、ああ、何だ、我々をだましてきたのかという具合に取つたということだけは御理解をいたきたいと思うんです。

そういう中で、また御党の幹事長は今回に関しても、近いうちにこだわる必要はないとか、合意したすぐ後にこんなことを言うわけですよ。むちやくちやですよ、これは。それから、総理と総裁、二人がいなくなればこの二人の話は終わりでしょう、公党的党首としてちゃんと話し合つたのにいきなりこういうことを言う。もう本当にかしな話ですね。我々はよくもこんな方々と真面目に付き合つてきたと、本当にそう思つてますよ。普通であればこんなの、逆切れして爆発したつてしかるべきですよ。それでも我々は一旦約束したから、最後まで耐え難きを耐え忍び難きを忍んでちゃんとやつてきていたということだけはひとつの御理解をいただきたいと思います。

総理の見解を求めます。

○内閣総理大臣 野田佳彦君 これは三党合意の際に幹事長会談もやつたときに、三党合意を踏まえて一体改革は早期に成立を期すという文言が入っています。したがつて、これは党執行部だけではなく党全体として早期に成立を期してきましたところであります。

今、個々のいろいろな発言がございましたけれども、少なくとも本意は、私、幹事長の発言聞いておりませんが、仮定の話に対して仮定で答えても意味がないという文脈の中で私は説明だつたというふうに思います。

私の発言に関して申し上げれば、予算の話で誤解を生んだということでございました。これは是非誤解を解かなければいけないと思はずけれども、日本再生戦略を七月末に閣議決定をしまし

た。それを踏まえて、これから八月というのはシーリングの時期になつてしまります。予算を編成していくのがこれはやっぱり政権の務めです。八月にやるべきこと、九月にやるべきこと、年末にやるべきことがあります。その一連のプロセスの中で日本再生戦略を踏まえた対応をしなければいけない趣旨の発言をしているわけでございまします。(発言する者あり)

○委員長(高橋千秋君) 御静粛にお願いします。

○衛藤晟一君 その個々での対応をそういう具合にしたんだろうと言いますけれども、少なくとも今までこつこつこつこつ積み上げてきた者にとつてみると、完全な裏切りんですよ。いいかげんに、ころころころ手のひらで転がすようなどでそれが通じるなんて、こんな具合に思つてもらつたら私は大変なことだと思ってますので、その認識をちゃんとしていただきたいと思つています。

総理とそれから自民党的野田先生にお聞きしたいんですね。

今回この消費税でこういう二党合意になつたと
いうことの理由について、やっぱり国民の前に一回明らかにしておかぬべきでないと思うんですね。

自民党は消費税一〇パーセントを約束していました。

しかし、御党は約束をしていませんでした。しかし、そういう中で、言わば今の状況を見たときには、これは大変だ、将来的に何とか財源を確保しなければいけないということで選挙でも公約をしてきた。したがつて、ある意味では今回の社会保障と税の改革は我が党にとってみれば公約の実現であるということを言えると思います。

そういう中で、一方で与党の方からいえば、我々から見れば明らかに違うじゃないかと。そういう意味で、まず公約を正しい公約に切り替えた上で選挙して、そして有権者に対するその公約の実行としての改革をしてほしいと。まずそういう意味で、これから抜本改革に行きましょうと、私どもは長くそう言つてきたわけです。しかし、もう国際情勢もあり、それから総理も、まあそうはいつても今はもうそれだけの時間的余裕もない。私どもには解散権はあります。

そういう点で、今回は我々の考えに理解をいただいて共同提案ということになりましたので、我々の考え方としては、財源を示さない今までのあるいは医療の話であつたり長期的な年金制度の構築があつたりということはこれによつて歯止めを掛けたと我々は判断をして今回の共同提案といふことになつたと、こう理解をいたしておりま

せん。

そういう中で、膠着状態では何も決まらないと長くなつて恐縮でした。

○衛藤晟一君 じゃ、總理に。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 二月に政府として大綱を閣議決定をさせていただきました。その後の工程は、社会保障の全体像と、そしてその後の工程をまとめたものでございましたので、社会保障のあるべき姿、全体像が我々も全く念頭になかったのかというと、そうではありません。全体像があつて、その上で今回、年金であるとか子育て等々について法案を提出をさせていくと、そういう位置付けの中で財源は消費税ということをございましたので、元々全体像がなかつたわけではありませんが、今回、三党間の合意によって生まれた推進法、今、野田毅先生お話をあつたとおり、これは御党の基本法骨子を上台にして議論をさせました。その基本法骨子を踏まえて議論をさせていただきながら、今申し上げた私どもが掲げているこれから社会保障の姿についても、推進法に記載をされているような国民会議等々においてこれから議論の俎上に上ることがであります。

○衛藤晟一君 そうですね、自民党が出して

いた基本法の意味では、単なる、よく言われている増税

先行ではなくて、きちっと社会保障を裏付ける、

支えるための安定財源確保であると、そういう位

置付けのもので私は各党が認識を一致できたので

はないか、その意味では大変意義があるというふうに考えております。

○衛藤晟一君 そうですね、自民党が出して

いた基本法にのつとて議論をしてくれたということ

でございますので、そのことについての評価はい

ただいたというように思つております。

さて、今お話をありましたように、実は社会保

障をこれだけやるとしますと、例えば最低保障年

金、最低保障年金をちゃんとやるとしますと、普

通のイメージであれば、七万円の最低保障年金と

いうと、いわゆる基礎年金部分を全部保障するん

だなというよう自然取りますよね、これ、誰

だつて。そうすると、六万六千円のときの基礎年

金、全額を国で負担しますと二十二兆ですが、七

万円になりますと二十四兆ぐらいのお金になりま

す。それが今、三分の一から二分の一になるといふことで、十一兆あるいは十二兆ということになります。それでありますけれども、それを、最低保障年金という看板を立てた以上は、結局、なかなかやろうとしてもできない。現実的にそれを二十数%ぐらいにしなければ到底できる話ではないんですね。しかし、民主党は、財源を明らかにしないまま、最低保障年金という国民に誤解を与えるやり方をやつたんですよ、現実は。

結局、詰めていくと、最低保障年金、保険料を払わなかつた人には給付というか受益はありませんよ。これは、もっと詰めていくと、払えなかつた人、あるいは少ししか払わなかつた人も掛けた年数によってまた変えるんですよということを言い出しました。ということは、最低保障年金という呼び名には全くふさわしくないんですよ。

大いに国民の皆様に誤解を与えてきた、それが、いわゆる議論の歯車のかみ合わない部分がたくさんあつたということについて、厚生労働大臣にそれに対する見解を私は求めたいと思つています。

○衛藤晟一君 いつまでもそんな詭弁を弄したて駄目ですよ。最低保障年金というのは、あらゆる人に七万円を保障しますって書いていたんですね。しかし、もうその時点で、払わなかつた人に払いませんと。もう最低保障年金じゃないんですよ、払わなかつた人には払いませんと。

それから、払わなかつた人の中にも、意図的に払わなかつた人もいるでしょうし、払えなくて払わなかつた人もいるんですよ。あるいは、今度は、いわゆる払わなかつたけれども、ちゃんと手続きを取つて払わなかつた人もあるんですね。それに対する年金制度は、各々ちゃんと手続きを取つた方は国庫負担分だけはお返しますよ、そういう具合にしていいんです。そういう具合に払わなかつた人もいるでしょうし、払えなくて払わなかつた人もいるんですよ。あるいは、今度は、いわゆる払わなかつたけれども、ちゃんと手続きを取つて払わなかつた人には払いませんと。それからもう一点、先ほど厚労大臣も言われたところですが、制度に加入しながら、所得が少なくて、そして保険料がそれだけ払えていないと、そのことははつきりしております。

○國務大臣(岡田克也君) 御静瀬にお願いします。

○國務大臣(岡田克也君) 七万円は、これは保障するといつても、それは最低保障年金で保障している部分と所得比例年金で保障している分、それを組み合わせて出すということは、これははつきりしておりますので、我々の図を見ていただけます。

○委員長(高橋千秋君) 御静瀬にお願いします。

○國務大臣(岡田克也君) 七万円は、これは保障するといつても、それは最低保障年金として七万円という話は、これは以前はそういう議論もありました。しかし、我々は今そういうことを言つてはおりません。七万円は……（発言する者あり）

○國務大臣(小宮山洋子君) 新しい年金制度は、払えるのに払わなかつた、意図的にこの制度に加入しなかつた人には払いません。たゞ、制度に加入しているのに払えなかつた人に対しては満額の最低保障年金を出すという形にしています。

今おつしやつたように、非常に大きな金額が掛かるというふうに言われますけれども、どこの部分にどれだけの最低保障をしていくかというのは、今制度設計を党内でしておりますので、そのための制度設計次第によって、そんなに額を掛けないでやる方法もあるかというふうには思います。

○衛藤晟一君 そんな言い訳ばかり言つたら駄目ですよ。最低保障年金については七万円、あなた方はマニフェストに書いている、そのことが多くの方に誤解を与えたんじゃないですか。そのことを突っ込まれて、今はそう言つていませんと。確かにそうですよ。それは言えないですよ、そんなばかなことをね。言えるはずないじやないですか。（発言する者あり）マニフェストには書いていますよ。書いていますよ。誰にでも七万円保障します、最低保障年金って書いていますよ。そんなばかなことを言うから困るんですよ。うそばつかり言つから、看板に偽りがあつたんだといふことだけ言つているんですよ。だからそのことだけ認めなさいと私は言つているんです。

○國務大臣(小宮山洋子君) 加入している人には、一定額以上の年金を保障するという意味では、最

○委員長(高橋千秋君) 御静瀬にお願いします。

○委員長(高橋千秋君) 御静瀬にお願いします。

○國務大臣(岡田克也君) まず、最低保障年金というものは、それは独立したものではないんですね。所得比例年金と最低保障年金を併せて我々は思つていません。

ただ、幾つかの、自営業者にどうするかとか、問題点が中ぐらいの所得の方たちが減るとか、問題点が私どもが提案をする新しい年金制度にもございますので、そうしたことについては、御提案による三党での合意、また国民会議の中で、私どもはやはり無年金、低年金なくするためにこれが必要だと主張してきていますので、その主張をさせていただきますながら、そこで合意を得るということだとうに思つています。

○國務大臣(岡田克也君) まず、最低保障年金というものは、それは独立したものではないんですね。所得比例年金と最低保障年金を併せて我々は思つていません。

ただ、幾つかの、自営業者にどうするかとか、問題点が中ぐらいの所得の方たちが減るとか、問題点が私どもが提案をする新しい年金制度にもございますので、そうしたことについては、御提案による三党での合意、また国民会議の中で、私どもはやはり無年金、低年金なくするためにこれが必要だと主張してきていますので、その主張をさせていただきますながら、そこで合意を得るということだとうに思つています。

も非常に心配なところがあります。これ、財務省から太田さんもおられますけど、それから財務大臣もおられますけど、実は自民党的時代、平成六年に少子高齢化社会を乗り切るためにということ懸命に頑張ってきたんです。平均すると、麻生内閣のときまで平均七千五百億ずつのアップを続けてきました、社会保障国庫負担を。それで少子高齢化社会を乗り切ろうと思つてきましたんです。そのため削つたものは、公共事業や、それから防衛費もマイナス一〇パーセントが削る、それから剩余金もつき込む。皆様方が五年間やり続けてきたんです。

だから、実はこの社会保障をちゃんとしようと思つたら二つ要るんですね。

もうこれ以上ほかから財源を持つてすることはできないと、だから消費税をやるしかない。しかし今度は、消費税をやつたときに、これは財務関係の方に聞いてもらいたいんですけど、平成九年のときの言い訳が、結局最後はアジア危機だった

ということだけだったら、今ユーロの問題がこれだけ大変になつていてもまた言い訳に使つて、もし増税をやつても增收につながらなかつたらこの国は潰れるんだという認識をちゃんと持つているのかどうかと、その覚悟があるのかどうかということをまず一点目として我々は聞かなきゃいけない。どうしても消費税を引き上げるということとセットとなつてやらなきゃいけない。

もう一つは、持続可能なためには、今言つた財源の確保と、もう一つは、実は効率化をしなければ、湯水のようにあるわけじゃないんです。だから、我々は懸命に七千五百億アップを努力してきました。しかし、あなた方の三年間は、あの国庫負担に対する二・六兆を除いても、三・六兆、三年間で国庫負担を引き上げてきた。毎年七千五百億の自民党的効率化しながらアップをするのか

いわゆる効率化の努力を全くしないでこの消費

税の引上げを要求したということについて、このところの覚悟と決意をちゃんと示していただきたいや、でなかつたら、今度の消費税引上げでも失敗したら、少なくともこの国の財政は決定的に破綻する、少子高齢化社会を乗り切れない。持続性のある社会保障制度とはならないということだけは本気で自覚し覚悟しているんでしょうね、そして、それを乗り切るだけの覚悟は、どんな立場になろうとも共にやろうという覚悟はあるんですねということを総理にお伺いします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) これまで、自民党政権というか自公政権の時代に社会保障の財源確保をするために、様々な歳出削減も含めて御苦労をされてきたということは私も事実だというふうに思います。実際、社会保障、毎年自然増で一兆円伸びるという中で、それを支えるためにほかの政策分野を削らざるを得ないということがあつたと思います。あるいはそれでは足りないから将来世代の負担に付け回すと、そういう状況が続いてきたと思います。

政権を引き継いだ後に我々はそれ何もやっていないのかというと、そうではありません。事業仕分けを含めて、政権交代があつたがゆえに、違う観点から歳出削減がどういう形でできるかということを我々もこれ全力を挙げて取り組んでまいりました。これはこれからも続けなければいけないと思っています。

効率化、重点化のお話ございましたけれども、やつぱり雑巾はきちつと絞つていくという努力は、これは不斷の努力だと思います。どの政権でもやらなければいけません。でも、それだけで、それが不懈の努力によって毎年一兆円も自然増が増えていくような社会保障をきちつと支えていける

えでいくために税負担しようと、そういう改革はやらなければいけないということでございますので、その点は御党とも認識、危機感が一致したのではないかというふうに思います。

○衛藤晟一君 まだ認識は相当甘いと思いますね。いきなり社会保障も一兆と言いましたけど、我々もこれだけの介護保険制度の導入だと高齢者の医療保険制度とかいろんなことをやりながら懸念に平均七千五百億に効率化してきたんです。でなかつたら到底乗り切れないと思つたからやつきました。

しかし、御党は、幾ら言おうが、努力をしたと言いますよ、それは。何もしなかつたら恐らく一年間の社会保障国庫負担は一兆三、四千億ぐらい上がつたかもしれません。だから、一兆二千億にようどめたといえどよくとどめたんでしょうか。それでも、それでも平均七千五百億に比べたら大変な上がり方なんです。財源のめどが付かないで、全部赤字国債に頼つて上げてきたんです。

ですから、いつの間にか一兆円が当たり前だらうみたいな基調になつて話をしていますけれども、これだつて本当に財源の裏付けも何もないでやつているんですよ。だから、全体の話の基調が非常に甘過ぎると思っていますよ。そんなに甘いことではありませんよ。この少子高齢社会を乗り切るために、少なくとも恐らく八千億ぐらいの、効率化をしながらあと十五年間は要るんですよ。八千億を十五年間といつたら、十二兆円のお金は要るんですよ。その冒頭で皆様方はいきなりもう

そこで、内閣総理大臣(野田佳彦君) 何と言つたらいいんでしょうね、七千五百億でやつてきたと、だから、毎年、本当、自然増のうち二千五百億は削つておくというやり方が、結果的には、あのころ、私たちもは総選挙でもお話しさせていただきましたと、だから、毎年、本当に一千五百億は削つれども、医療崩壊であるとか、あるいは介護の心配等々弊害も出ていました。その中で、お金の使い方のめり張りを付けることによってどうやって安心をつくっていくかという形の私は効率化もやりながら努力をしてきた結果が一兆二千億なんですね。でも、そういう工夫だけではもはや足りない、それは、危機感はそれは委員と全く同じであります。

そうした様々な努力、それぞれの政権でやつてしまつて確保して社会保障に対する将来の不安をなすだけの努力によつて毎年一兆円も自然増が増えていくという意味、歳出削減もやらなければいけないけれども、消費税という、国民の全ての皆さんが、将来世代に負担を負わせないでみんなで今支

それから周りの安全保障からいつても、いわゆる南西諸島に対する安全保障の強化も必要、これだけはつきり分かつてきているわけです。それから言わば公共事業のようなものも、国土を防災という立場から相当な投資もしなきゃいけないというのがめじろ押しにある中で、今度は社会保障も一緒にやつていかなきゃいけない。我々は共に二重

として、今度、消費税を引き上げながら増税を増収に結び付くことができなかつたら、もう削るものはないんですよ。それは努力してきたことは認めますよ。しかし、そういうことだと。そして、今回のように安定財源をきつと確保して社会保険に対する将来の不安をなすだけの努力によつて毎年一兆円も自然増が増えていくという意味、歳出削減もやらなければいけないけれども、消費税という、国民の全ての皆さん

が、将来世代に負担を負わせないでみんなで今支

度必要、それから将来に向けての投資も必要、うに考えております。

○衛藤晟一君 まだ、医療崩壊起こつた、だか

ら、医師の充実から何から、あるいは介護現場での給与が低い、これは全部自民党の時代に手を打つたんですよ。よく考えてくださいよ。

だから、別にそのところを、一部言われる中で、介護保険をつくることに私どもは大変な努力をしましたから、私は世界に初めてのこういう制度、よくできだと正直言つて思っていますよ。

で、まあまあ運営されている。ただ、その中で起つたことは、例えば介護現場の方の給料が安いということで、それは自公の中で四年前に実施したことです。それから、医療の問題も、これは大変だということで、後期高齢者医療保険制度、これは崩壊と言うかもしれませんけれども、結局、やつたことによつて、今皆さん方は誰も文句言わないじゃないですか。そういう手はそのときに打つてきたんですよ。

だから、ただ何かアジテーションみたいにそういう中に立つて、今度、消費税の引上げに伴つて、本当にちやんとした增收にならなければ大変なことになる。それから、同時に相当な効率化をやつていかなれば、幾ら言つたつてそんな財源に余裕があるわけではない。今回の五%になつていてるという具合に思います。懸命にそういう手を打つてきたと。

そういう中に立つて、今度、消費税の引上げに伴つて、本当にちやんとした增收にならなければ大変なことになる。それから、同時に相当な効率化をやつていかなれば、幾ら言つたつてそんな財源に余裕があるわけではない。今回の五%になつていてるという具合に思います。懸命にそういう手を打つてきたと。

○衛藤晟一君 ちょっとまた話は戻りますけど、結局、平成九年の消費税の引上げの段階から大幅な結果的には減収となつたんですね。平成九年には税収の決算が五十四兆、それから十年度には四十九・五兆、十一年度には四十七兆という具合に過去に対しても、本當に行くのは一%でしょ、あとは全部御認識をされて、ちゃんと進めていただきたいと思うふうに思います。

それでは、改めて総理、こういう具合にして今回三党合意ということになつて、数々の政府提案の法案に対しても、見直しの總体的な評価について、先ほどちょっとお話をありました

が、改めてお尋ねします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 社会保障とその税の在り方について、衆議院の段階で百二十九時間という総質疑時間でかなり活発な議論を行つて論

意を行つて、そして修正をする形で、今参議院で打つたんですよ。よく考えてくださいよ。

だから、別にそのところを、一部言われる中で、介護保険をつくることに私どもは大変な努力をしましたから、私は世界に初めてのこういう制度、よくできだと正直言つて思っていますよ。

で、まあまあ運営されている。ただ、その中で起つたことは、例えば介護現場の方の給料が安い

ということで、それは自公の中で四年前に実施したことです。それから、医療の問題も、これは大

変だということで、後期高齢者医療保険制度、こ

れは崩壊と言つかもしませんけれども、結局、

やつたことによつて、今皆さん方は誰も文句言わ

ないじゃないですか。そういう手はそのときに打つてきたんですよ。

だから、ただ何かアジテーションみたいにそ

ういうのがあつたつたということを言つていてま

すけど、そういう認識がやつぱり私は非常に甘くなつていてるという具合に思います。懸命にそういう手を打つてきたと。

そういう中に立つて、今度、消費税の引上げに

伴つて、本当にちやんとした增收にならなければ

大変なことになる。それから、同時に相当な効率化をやつていかなれば、幾ら言つたつてそんな

財源に余裕があるわけではない。今回の五%にな

つていてるという具合に思います。懸命にそういう手を打つてきたと。

○衛藤晟一君 ちょっとまた話は戻りますけど、

結局、平成九年の消費税の引上げの段階から大幅

な結果的には減収となつたんですね。平成九年に

は税収の決算が五十四兆、それから十年度には四

十九・五兆、十一年度には四十七兆という具合に

ですね。無駄遣いのカットや埋蔵金処理などをし

てきたわけでありますけれども、本當に思い切つ

た先ほど言いましたように成長戦略がなかつた

ら、言わば社会保障の効率化と成長戦略というの

はもう絶対の車の両輪ですから、片つ方のこの成

長戦略についてのイメージをどう思つているのか。

それから、やつぱり効率化について本気でどう

考へているのか。でなかつたら、これは持続ある

ものとして毎年のこの増大する社会保障をとても

賄つていけないというふうに思つんですが、それ

くらさせていただいておりますので、これに基づ

いて国内の需要を喚起し、デフレ脱却と経済活性

につなげていく努力をしていきたいと思いま

す。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 御指摘のとおり、

法案の附則の第十八条第一項において、政策努力

のこれ目標としてありますけれども、平成二十

三年度から三十一年度までの十年間の平均におい

て名目の成長率三%程度、実質の成長率二%程度

を目指すということになっています。

これもつと高くした方がいいという御意見か

もされませんが、過去十年の成長率であるとか人

口減少、高齢化の継続による労働供給面における

制約などを考えれば、これを三%、一%というの

もこれは決して低い目標であるとは私は思つてお

りません。こうした政策目標の中でも、様々な経済

政策を講じながら、この数値を実現できるよう

全力を尽くしていきたいと思います。

○衛藤晟一君 今、私どもやつぱり子供に聞きます

いたきましたけれども、プロペラを作つてい

る、そういう技術を持つている会社が、中小企業

でありますか、様々な医療機関と情報交換をしな

がら人工關節を作つているとか、そういうまさに

実業の分野と研究分野とを結び付けることによつ

て、検査機器だけではなく医薬品においてもかな

りマーケット拡大につなげるようなことができる

だろうと思います。

加えて、まさに日本の成長産業として位置付け

ていかなければいけないのは農林漁業であると

か、あるいは中小企業であるとか、こういう分野

についてきちっといわゆるイノベーションを起こ

していくということを柱にして日本再生戦略をつ

くらさせていただいておりますので、これに基づ

いて国内の需要を喚起し、デフレ脱却と経済活性

につなげていく努力をしていきたいと思いま

す。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 二つ。

だから、やはり消費税引上げの前には、今はほ

とんど高齢者も、あるいは障害者なんかも、世帯

で一緒にのところでその費用分担決まつていますけ

れども、三世代だからねというようなことでの子

が親の分を負担するとかいうような格好には全部

していられないですよ、御承知のとおり。介護保険

料もその世帯だけの、夫婦だけの所得に応じて

昔は、例えば特別養護老人ホームに入るのに、息子さんの所得も合算してやるから、三世代で一緒に住んでいたら費用がたくさん掛かると、親孝行している人ほど費用が掛かるというようなことだつたんですね。それを全部世帯には切り分けたんです。しかし、個人には切り分けたらこれは成り立たないんですね。だから、そういう意味では、家族という単位は大事にしていくと。しかし、そのときに、親孝行していればしているほど費用負担が増えるという逆のことだけはやめなきやいけないということで、家族による負担だけはできるだけ軽くしていくようにしていきましょうということでやってきたんですね。

○衛藤晟一君 それでは、もう時間も短くなりましまして、子ども関係の三法について、原則、まあ不十分ながら私どもとしては賛成しているわけでございます。ただ、その中で二、三問題点を指摘させていただきたいというふうに思っております。

この子育ての関連法案が機能していくためには財政的な裏付けが必要であります。給付費、委託費等による長期に平準化された支援と組み合わせて地域における保育体制の充実を図るべきだとうふうに考えております。

交付金による施設整備への支援についても、現在の安心こども基金から支援が四分の三以内の補助率を明記した児童福祉法第五十六条の二の趣旨を体したものであるという具合に思っています。

そして、この安心こども基金はいろいろな面で本当に役立ってきた基金でございますので、衆議院の附帯決議では「制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行いうものとする」とされまして、また、参議院でも御議論いただいていますので、そういう意味では、二十五年度以降の取扱い、これは予算編成過程で財源をしっかりと確保できるよう努めていきたいと考えています。

○衛藤晟一君 ありがとうございました。児童教育や保育の無償化問題につきまして早急に検討を行って進めなければならないと思っていました。当面、児童教育に係る利用者負担の軽減を図るとともに、新制度における児童教育に係る利得者負担については保育に係る利用者負担との公平性を確保する必要があると考えますが、少子化担当大臣の認識をお伺いします。

○国務大臣(小宮山洋子君) 前段でおっしゃいましたが、実はやはり高齢の方の持つている貯蓄の方が現役世代よりも多いという傾向もあります。そうした点からいと、先生御指摘のように、やはりこれから高齢者社会の中で若い人たちに不公平感を持つてもらわないようにするにはどうしたいかとなれば、当然、資産課税の見直しというものを現実的にやっていかないといけないと思います。

三党で合意をさせていただきましたけれども、これまで加えまして、新制度に移行する保育所について

は、当面緊急に対応する必要があるので、増加する保育需要に対応するための施設の新築や増築、施設の耐震化その他の老朽化した施設の改築などに対しまして市町村が計画的に対応できるようになります。ただ、御負担をお願いをすることによって少しでも若い人たちに対し不公平感を持たれないようになると同時に、今御指摘のように資産の移転、これを贈与しやすい環境づくりというふうに思っております。

したので、子ども関係の三法について、原則、まあ不十分ながら私どもとしては賛成しているわけでございます。ただ、その中で二、三問題点を指摘させていただきたいというふうに思っております。

この子育ての関連法案が機能していくためには財政的な裏付けが必要であります。給付費、委託費等による長期に平準化された支援と組み合わせて地域における保育体制の充実を図るべきだとうふうに考えております。

交付金による施設整備への支援についても、現在の安心こども基金から支援が四分の三以内の補助率を明記した児童福祉法第五十六条の二の趣旨を体したものであるという具合に思っています。

そして、この安心こども基金はいろいろな面で本当に役立ってきた基金でございますので、衆議院の附帯決議では「制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行いうものとする」とされまして、また、参議院でも御議論いただいていますので、そういう意味では、二十五年度以降の取扱い、これは予算編成過程で財源をしっかりと確保できるよう努めていきたいと考えています。

○衛藤晟一君 ありがとうございました。児童教育や保育の無償化問題につきまして早急に検討を行って進めなければならないと思っていました。当面、児童教育に係る利用者負担の軽減を図るとともに、新制度における児童教育に係る利得者負担については保育に係る利用者負担との公平性を確保する必要があると考えますが、少子化担当大臣の認識をお伺いします。

○国務大臣(小宮山洋子君) 幼児教育、保育に関する保護者負担の軽減について、政府はこれまで、幼稚園につきましては、幼稚園に通う児童を

持つ保護者の経済的負担、軽減するために、市町村が保育料などを軽減する場合にその経費の一部を補助する就園奨励費補助金を充実をしてきました。保育所については、保育所運営費での所得に応じた負担軽減といった取組を行ってきました。

こうしたことによりまして、低所得の世帯を中心とした負担軽減といつた取組を行ってきました。地価の高いところ、大都市ですから、地価が

元々、少子化が起こりました。そうすると、地方における保育園や幼稚園は定員割れをじやんじやん起こしてきました。ですから、この枠を緩めて定員割れを起こさないように、それから、もう官の方はやめて民間委託してくださいとか、そういうことを通じながら、ちゃんと児童の保育だとかあるいは教育ということが行われるようにという配慮をずっと続けてきました。

ところが、その最中に起こったことが、何と少子化という大きな流れがあるだけでも、都会における待機児童問題が同時に起っていたんですね。だから、普通であれば、少子化ということだから都会だって少子化で大変だなと思ったところが、逆の事象が起つてきました。この待機児童を

今度は同時にどう解消するかということが我々に与えられた社会保障における一つの使命なんですね。ですから、普通であれば、少子化ということがあります。そうですね、もう提案者は分かつておられましたので、皆さん。

そうすると、今度は都市における待機児童を何とかしようというふうに思いましたら、何が一番の隘路かというと、一番の隘路は土地だつたんですね。地価の高いところ、大都市ですから、地価が

高いからそこに簡単に保育所がつくれない。そうなりますと、都道府県や、あるいは市町村や、市や、あるいは国が、できるだけこういうところに特別の貸出しをやったりとかしながら充実していく土地を安く払い下げる。あるいは無償でちゃんと充実してきたわけでもありますけれども。これを同時にやらなきゃいけないということに思われているか。

それからもう一つです。

そうすると、こども園につきましては、実はこの問題とも関連はするんですけれども、主たる本当の問題は、最近の育児、育児というのは保育と教育に分かれるわけですね、機能で分割させて考えると。この機能が各家庭や地域において極端に落ちてきたと。その認識の中で、このこども園といふのは、その育児ということを保育と教育とに分けないで一本にして、そして地域や家庭をバッタッとするものとしての位置付けをやる必要があるということでやらなきゃいけないというように思っているんです。その位置付けはまだ不明確なんですね。

それについて、まずは自民党的提案者と総理に対するその見解をお尋ねをしたいと思います。

○委員長(高橋千秋君) 駒浩君、簡潔にお願い申し上げます。

○衆議院議員(駒浩君) 元々、認定こども園には地域子育て支援の機能がござりますし、拠点ではありますけれども、受け入れるばかりではなく、出かけていっても、やっぱりそういう支援を拒む方もおられるわけでありますし、そういう包括的な支援をしていくんだということを今後明示していかなければいけないと思っています。

この前に我々は、ライフサイクルとして育儿休業保障制度とかいろんなものをつくりながらちゃんと充実してきたわけでもありますけれども。これを同時にやらなきゃいけないということに思われているか。

なつたわけでありまして、そこのところの認識をちゃんと、どうされているのか、どうもごちやごちやになっているんじやないかという気がします。一言、総理に、このことの認識についてどう思われているか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 私ども、元々総合こども園という形で提案をしておりましたけれども、認定こども園というもの拡充をしていく形で今御指摘のあつた課題を解決していこうと、この趣旨にのっとってこれから取り組んでいきたいと思います。

○衛藤晟一君 認定こども園につきまして、今、実は本当に、先ほど言いましたけれども、家庭や地域の育儿能力の極端な低下というものを何とかしていく。ですから、この育儿をですね……

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○衛藤晟一君 国を挙げてどうバックアップしていくのかということは極めて大事になつてきます。ただ物や金やいい食事を提供すれば福祉が成立するんだという時代ではないということをよく認識していただきたい、その方向性をちゃんとやっていただきたいということを希望して、終わります。

○荒木清寛君 まず、総理にお尋ねをします。この特別委員会におきましては、質、量共に濃密な審議をしてきたわけですが、ただ、最後盤に至りまして八法案が廃案の危機に陥りました。これはひとえに政府与党に責任があるといふことをまず申し上げます。

特別委員会の中央公聴会が六日、七日に行われることが決定した段階においても、参議院民主党の幹部は二十日の採決を提案するなど、およそ政黨、与党の方から法案成⽴に向けての熱意が当初伝わらなかつた。誠に政治生命を懸けてこの国会中に成立をさせるという言葉と裏腹な政府・与党の対応が終盤の混乱を招いた。このことについての総理の反省の弁をまず求めます。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 採決の日程をめぐる話はちょっと国会の中での動きだったというふうに思いますけれども、少なくとも、三党合意を踏まえてこの一体改革関連法案を今国会中に成立

いたしました。

ただ、一時的に、この一体改革の採決の暁に、地域の育儿能力の極端な低下というものを何とかしていきます。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 私ども、元々総合こども園という形で提案をしておりましたけれども、認定こども園というもの拡充をしていく形で今御指摘のあつた課題を解決していこうと、この趣旨にのっとってこれから取り組んでいきたいと思います。

ただ、一時的に、この一体改革の採決の暁に、すぐ例えれば問責がおるとか等々のお話をうわさで聞いております。そういうことを考えると、一票の格差は正を含む政治改革であるとか、あるいは特例公債とか、そういう審議はどうなるんだろうという中での、まさに日程協議をめぐるやり取りだつたというふうに思います。

いろんな曲折はありましたけれども、最終的には、御党の山口代表も含めまして、やつぱり、政治的な流れにならず、何党のためではなくて、まさに日本のために、日本が崖っぷつであります。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 私も、八日の民主、自民、公明三党の党首会談は意義があった、このように考えます。

ただ、これが大きいお金でございますが、まさに日本のための、日本が崖っぷつであります。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 私ども、元々総合こども園といふことは、私は大きな前進であったというふうに考えております。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 私も、八日の民主、自民、公明三党の党首会談は意義があった、このように考えます。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 私も、八日の民主、自民、公明三党の党首会談は意義があった、このように考えます。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 私も、八日の民主、自民、公明三党の党首会談は意義があった、このように考えます。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 私も、八日の民主、自民、公明三党の党首会談は意義があった、このように考えます。

いただくようによくお尋ねをいたします。

○國務大臣(安住淳君) 七月の二十五日に、内閣府、厚労省、文科省の連名の形で本委員会の理事會に資料を提出させていただきました。

六月十五日に、児童教育、保育、子育て支援の質、量の充実を図るため、今回の消費税率の引上げによる財源を含め一兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとす

る旨盛り込まれております。

○國務大臣(安住淳君) 今具体的に本当に申し上げます。

げる段階にはありませんが、先生、ここは予算編成全体の中でやつぱりやりくりしていくしかないで何とか三千億をやつぱり捻出をしなきゃいけないと思つております。

中で何とか三千億をやつぱり捻出をしなきゃいけないと思つておりますので、御趣旨は十分分かっておりませんので、何かその、そっちをぐっと減らしてこっちに充当しましたというふうなことのないようになつておられる御指摘は踏まえさせていただきますが、予算編成全体の枠の中でやつぱり効率化を図つていくと、そういう意味では、聖域を設けず、様々なところから財源を捻出して、これは工面をしたいというふうに思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) ○・三兆の確保は、今財務大臣が答弁したとおりであつて、各年度の予算編成において重点化・効率化を様々な分野で図りながら全力で捻出をしていきたいと考えております。

○荒木清寛君 先ほどの衛藤委員の質疑にもございました安心こども基金の件でございましたが、財務大臣にも、この新制度施行までの間あるいは施行以降も、先ほどのお話でこの安心こども基金といふのは非常に有用であるということになりますが、財務大臣の考え方をお尋ねします。

○国務大臣(安住淳君) 子育て関連法案に関する衆議院での附帯決議では、「制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする」とされておりますので、この決議も踏まえ、安心こども基金の今後の取扱いについては予算編成の中で十分検討させていただきます。

○荒木清寛君 次に、軽減税率の導入について、まず公明党発議者にお尋ねをいたします。三党協議の中で我が党が強調したことの一つは、低所得者対策をきちんとするということございました。これを踏まえての法案修正であつた

と考えますが、この法案修正の意義について、今日は最後ですから、改めて発議者から説明を求めます。

○衆議院議員(竹内謙君) 荒木委員にお答えいたしました。

三党合意におきましては、低所得者対策は消費税率を八%に引き上げる段階から実施することといたしまして、低所得者対策を講じなければ増税ができない仕組みというふうになりました。

この理由でございますが、私どもいたしましたでは、何といつても消費税率の引上げには国民の理解が欠かせないと。しかし、二〇一四年四月からの増税とはいえ、まだまだ非常にデフレ経済の下、非常に景気が悪いと、また売上げも上がらず、給与も上がらず、可処分所得も向上していな

いと。こういう中では非常に国民の間にはまだまだ厳しい認識があろうというふうに思つております。そういう意味で、やはり八%の段階からしつかりとした低所得者対策が必要であると、現実には簡素な給付措置というのが盛り込まれておりますが、これだけでは不十分であります。

複数税率を排除すべきではないというふうに考えた次第でございます。ただし、もちろんこの軽減税率には様々な課題がござりますので、早急にその内容を詰めて結論を出すべきであるというふうに思つております。

○荒木清寛君 私は、あるいは公明党はと言つていいと思いますが、消費税八%の段階からの軽減税率を導入すべきではないか、このように強く考えております。

○荒木清寛君 簡素な給付措置のみを考えられていたわけであります。そして法案が修正をされました。そして、本当に必要な人にサービスが転換されるのか、現場を見ていて非常に不安である、このようなお話を見ていました。

本委員会の参考人質疑の中、淑徳大学の結城教授はこのように言われました。現金を配つても本当に必要な人にサービスが転換されるのか、現場を見つけて複数税率を用いている国等もあれば、例えば、ヨーロッパにおいてはそうでない、新聞等に掛けて複数税率を用いています。食料品だけといつ方もいれば、例えは、ヨーロッパにおいてはそうでない、新聞等に掛けて複数税率を用いています。文化や芸術もそうだと思います。これが日本に当てはめたときに、どれくらいの例えを日本にこれを適用して、しかしその場合、財政

すなわち、特に高齢者世帯におきましては、家族力あるいは地域力が弱まっている中で、そういう給付があつても医療や介護に備えた預貯金に

回つてしまふのではないか、こういう可能性が非常に高い、結果的には生活必需品の消費が抑えられてしまふ、その給付をサービスに転換する力が弱いのではないか、こういうお話を、私は非常に示唆に富む、このように考えました。

そこで、これは総理に、私は、生活必需品の支出を保障する仕組みとしてこの軽減税率というのは非常に有意義である、真剣に政府は、当初の考えは考えとして、法案修正を受けてこの導人に向けての検討をすべきである。改めて総理の見解をお尋ねいたします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 結城准教授は、七月二十六日の参考人質疑におきまして、認知症の方を例に挙げて、家族力や地域力の減退により、年金などにより給付された現金を自分の必要とするサービスに転換することが難しくなってきている、また、社会保障サービスについては、契約に基づくことになるため、利用者と事業主の契約關係をより円滑にするため公的な役割が必要である、こういった主張をされたと承知をしております。

今般の一体改革におきましては、今後高齢化が進展する中で大きな課題となる認知症の方に対する支援を含め、医療・介護サービスの充実を図る施策も盛り込んでおり、高齢者に対しても適切な社会保障サービスが受けられるようしていくとすることになつております。

○国務大臣(安住淳君) 十分検討させていただきたいと思います。ヨーロッパでどういうふうなことになつてているのか、率直に言うと、もうちょっと私どもも調べさせていただいて、その中で、給付付き税額控除とどちらがいいのか、またどうい

う段階からこの複数税率をもし仮にやるとした場合やるべきかということも含めて、これは三つをテーブルに並べてやらせていただくということにしたいと思います。

ただ問題は、やつぱり、再三申し上げましたけ

ども、これは本当に率直に申し上げて、範囲を

率につきましては、三党合意に基づく修正後の法

案も踏まえ、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め、様々な角度から総合的に検討することとしております。

また、三党合意に基づく修正案においては、消

費税率が八%に引き上げられる段階からの複数税

率の導入が排除されているものではありません

が、その時期も含めまして、今後、三党合意の内容を踏まえ、給付付き税額控除や簡素な給付措置の在り方と併せまして幅広く検討する中で検討させていただきたい、その必要があると考えております。

○荒木清寛君 総理にそれではもう一つお尋ねしますが、EUの主要国の附加価値税は一五%から二五%と言われておりますので、一〇%になつたとしてもまだEU諸国よりは低いということかもしません。

しかし、食品に関する消費税率で見ますと、イギリスは〇%、アイルランドは〇%、ドイツは七%、フランスは五・五%、ルクセンブルクは三%、ポルトガルは五%、チエコは二%であります。

それでも、軽減税率を導入しないと、食品だけを見ればむしろ日本の方が高いというケースも出てく

るわけでありまして、やはりこれは国際的に、国際的にどうですか、EU諸国では広く用いられています。

この消費支出を保障する仕組みというのはもつと前向きに考えるべきではないでしょうか。いかがですか。

当局から言わせていただくと、税の侵食がどれくらいあるのかということもやっぱり議論、率直にこれはしないといけないと思います。

ですから、そういうことも全て考え、また中小事業者の、このインボイスの導入ということになりますから、そうした言わば手続面でのことも含めて、複数税率のことについては決して私どももこれを不ガティブに何か扱っているというわけではなくて、やっぱメリット、デメリットをしっかりテーブルに上げた上で国民の皆様の前でしっかり政府としても情報を提供いたしますので、そういう中で八%、一〇%という区切りがありますから、そこで何をするかということを是非三党の中でコンセンサスを得られるように私はしていただくようにしてもらつて、また政府としての考え方そこでしつかりまとめたいと思っております。

○荒木清寛君 次に、住宅取得と消費税の負担軽減についてお尋ねいたします。

これは、当初の政府案の中に住宅取得時についての負担軽減が盛り込まれておりますので、さらに三党合意の中八%の段階からこの対策を講ずるということが確認をされております。

そして、安住大臣も様々言及をされておりますが、私はこの住宅取得についての負担軽減については、ストックを重視をするということであれば、新規の住宅取得に限らず、既存のストックを利用するという意味で、バリアフリーあるいは省エネ工事などのリフォームも、これは相当、何百万というお金が掛かっていくわけありますから、新規の取得と同じくこの負担軽減の対象とすべきである、このように考えますが、大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(安住淳君) 住宅の取得に係る必要な措置につきましては、三党合意を踏ままして、八%への引上げ時、一〇%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施すべく、平成二十五年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討してまいります。

今先生から御指摘がありましたことについて申

し上げますと、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点に加え、バリアフリーそして省エネ性能の観点、もう一つ、良質な住宅ストックの形成を後押しするという観点も踏まえています。

また、今、パリアフリー改修工事ですか、それから省エネ改修工事等、住宅のリフォームですね、これについても少し考えたらどうだという御指摘でございますので、今でも一定の要件の下に住宅ローン減税の対象となっておりますけれども、御指摘をいただきましたので、このことについてもしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○荒木清寛君 そして、住宅ローン減税で対応するともすれば、年収四百万から七百万円の世帯ではもう所得税から引き切れない、住民税からも引かなければいけないし、それでも引き切れないということがあります。

そこで、もう住宅ローン減税だけでは限界がありますから、これも軽減税率なりあるいは税負担分の一部を還付をするなり、こうした対策も含めて検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 具体的に私の方から今まで申し上げる段階ではございませんけれども、住宅の市況を見ますと、やはり前の三%から五%では着工件数 자체で三十万户ぐらいの変動がありますから、新規の取得と同じくこの負担軽減の対象とすべきである、このように考えますが、大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(安住淳君) 住宅の取得に係る必要な措置につきましては、三党合意を踏ままして、八%への引上げ時、一〇%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施すべく、平成二十五年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討してまいります。

今先生から御指摘がありましたことは事実でございますので、

先ほど申し上げましたように、予算上の措置を含めて何らかの対応というものはしつかりやらせていただきたいというふうに思っております。

○荒木清寛君 この委員会で、我が党の防災・減災ニユーディール政策についても俎上に上がりました。

我々が目指しているのは、何も箱物を作るとい

うことではなくて、命を守るためにソフト、ハー

ド両面での対策を進めるということでありまし

て、今回の消費税法改正案附則第十八条第二項で

前進をしたことはうれしく思っております。

それで、少し関連をしまして、命を守るということでお申し上げますと、先月二十六日に、公明党のプロジェクトチームで藤村官房長官に対しまして総合的な通学路の安全対策の提言をいたしました。言うまでもなく、本年四月の京都府亀岡市の痛ましい登校中の事故を受けでございました。先日、警察庁が上半期の交通事故死者数を発表いたしました。六十二年ぶりに二千人を下回ったということは政府の取組の効果ではあります。しかし、歩行中の死者の割合は状態別死者数の三六・七%と最多であります。この割合は近年上昇しておりますし、歩行者の犠牲者が多いというのが日本の交通事故の特色でございます。

集団登校の子は、きちんとルールを守って、それで事故に遭つているわけあります、命を落としたわけであります。私は、ルールを守つている歩行者は守られるという思想を国民にしつかりとこれは共有する必要がある、歩行者優先、人間優先という理念を徹底することがこの交通事故対策として急務である、このように考えております。あるいは、子供を守る対策として急務であると考えます。

そこで、総理に二つ提言をいたします。中央交通安全対策会議・交通対策本部を早期に開催をいたしまして、本年秋の交通安全全週間に先立つて、歩行者優先の理念を徹底することをきちんと協議すること。

二つ目には、交通安全対策基本法の改正をして、こうした歩行者優先という理念を明

確にすること。また、三つ目に、もう一つ、昨年策定されました第九次交通安全基本計画、五ヵ年計画でありますけれども、この死傷者削減目標に子供や歩行者の視点を踏まえた目標を追記するとの検討を提言をいたしますが、総理に対応を求めています。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 荒木委員御指摘のとおり、交通事故死者を状態別に見ますと、歩行者の割合は三年連続で最多となっており、歩行者の交通安全管理対策は喫緊の課題であります。こうした状況も踏まえ、交通安全対策基本法に基づき昨年三月に策定した第九次交通安全基本計画においては、基本理念の一つとして人優先の交通安全思想を規定をさせていただいております。こうした理念の下、政府では、春秋の全国交通安全運動等を通じてこの人優先の基本理念を浸透させ、子供を始めとする歩行者の交通事故防止を図つておられます。

委員の御提案を踏まえ、本年九月の全国交通安全運動の前に交通対策本部を開催をし、歩行者の安全対策について関係省庁が連携して一層取組を進めるよう、私からも指示をさせていただきたいと考えております。

その後の交通安全対策基本法の見直しや交通安全基本計画における数値目標については、御意見として政府において参考にさせていただきたいと考えております。

○荒木清寛君 最後に、歳出の無駄の削減についてお尋ねをいたします。

先般、京都大学における物品調達をめぐる汚職事件において逮捕された元教授が、研究事業関係の補助金の預けという形で不正経理をしていました。そうしたことが発覚をいたしました。これはほかにも行われているという指摘もありますし、平成二十二年度決算検査報告でも国立大学、私立大学におけるこの研究費の不正経理の問題が指摘をされております。

そこで、今参議院で継続になっております不正経理防止法、自民、公明が両党で提案をし、各党

の理解で継続審議になつております。これを早期に成立させるべきである、この決意を最後に総理に伺つて終わります。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 御党及び自民党から提出をされています不正経理防止法案の趣旨のとおり、公務員等の不正経理の防止の徹底を図ることは重要な課題であると認識をしています。不正経理防止法案は前国会から継続審査であり、今国会に引き継がれているところであります。民主党においても引き続き検討がなされているものと承知をしています。

本法案について、今後政党間において御議論がなされることを期待をしており、政府としては、これらの議論も踏まえ、引き続きより一層の予算執行の適正化と不正経理の防止に向けて積極的に取り組む所存でございます。

○荒木清寛君 終わります。

○中村哲治君 国民の生活が第一の中村哲治です。

八法案の質問に先立ちまして、高橋委員長へ質問いたします。

○委員長(高橋千秋君) ただいまの御質問に対してお答えを申し上げます。

第五十一回国会で運輸委員会江藤委員長に対して、それから第百回、第百七回、第百九回、第百三十四回の国会の中で討論をしておりません。

○中村哲治君 討論の申出があつたにもかかわらず討論をさせなかつたという先例は参議院にあるのでしようか。

○中村哲治君 国民の生活が第一の中村哲治です。

八法案の質問に先立ちまして、高橋委員長へ質問いたします。

○委員長(高橋千秋君) ただいまの御質問に対してお答えを申し上げます。

第五十一回国会で運輸委員会江藤委員長に対して、それから第百回、第百七回、第百九回、第百三十四回の国会の中で討論をしておりません。

○中村哲治君 討論の申出があつたにもかかわらず討論をさせなかつたという例があるのかどうかといふ質問をしているんです。

○委員長(高橋千秋君) それについては不明でございます。

○中村哲治君 それは、ないんでしょう。

特に、委員長が御自身の不信任の動議の件で、理事会の協議では調わらず、つまり全員一致の合意がなかつたにもかかわらず、委員長職権で討論や採決のやり方を決めたという先例はありますか。

(発言する者あり)

○委員長(高橋千秋君) 御静粛にお願いを申し上げます。

自身については不明でございます。必要であれば、追つて書類を提出させていただきます。

○中村哲治君 そんなこと、ないんですよ。

自分の不信任の案件が出ているときに、その討論について申出がある、しかし、それについて自分でその必要はないと決めるようなことは、先例はないわけです。そういうことを委員長はされたんですよ。

こういうふうなやり方で国民の生活に多大な影響を与える大増税が決められていく。まだまだ問題点は多いです。解決されていないところも多い。しかし、強行されていくと。

私は、高橋千秋委員長を民主党にいたときから人柄も存じ上げているつもりですし、決して個人

的問題も存じ上げているつもりです。私は「三党合意」に

よつて、まだまだ問題点が残されているにもかかわらず採決が強行されていく、私は全体主義の足音が聞こえます。

問題は、それを無意識にされているということ

です。意識されていれば、こういうふうな民主主義の在り方を踏みにじるような運営はされません。戦前も、空気が民主主義を破壊し、大政翼賛会をつくり、全体主義に進み、そして戦争へと突入していきました。そのときの反省をもう一度きちんと踏まえなければなりません。そのことは一言申し上げおきます。

委員長に対してこれ以上質問しても酷な話だと

いうこともよく分かつておりますから、十分御認識いただきたいと思います。

それでは次に、野田総理に質問いたします。

野田総理、総理の任期はいつまででしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 衆議院の任期自体は来年の八月末までであります。ただ、民主党の場合は代表選挙がございますので、当然のことな

がら九月、代表の任期というのは、だから残された一ヶ月ということであります。

○中村哲治君 民主党代表の任期というのは九月の何日まででしようか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) たしか九月いっぱいでだと記憶しています。

○中村哲治君 そうすると、総理の任期中にどうことを考えるのが普通だと思いますね。

代表選挙というのは必ず再選されるものでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 必ずしもそれはそのままなるとは思いません。

○中村哲治君 では、そうすると、近いうちにとおっしゃって、今の民主党としての代表の任期が九月末までということになりますと、解散ができるのは国会開会中ですので、九月八日の今国会の会期中に、御自身の任期中だということで、解散をされるというふうに考えるのが普通だと考えられますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 解散の時期について、特定の時期を明示的に言うことはふさわしくないというふうに考えております。

○中村哲治君 自公との交渉のときに、自分の任期中を越えるとそれはできるかどうか分からなくなるわけですから、当然前提として、自分の任期中に信を問うということを前提にしてお話しになつたんじゃないんですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 代表選がどうなるか等々は、これはまだ分かりません。分かりませんけれども、自分の任期中というか、当然これは公党の党首間の合意であります。私が引き続き党首で総理を務めるのだったら、合意を踏まえての対応を当然重くさせていただきます。代表が替わって仮に総理が替わるという状況だったら、公

党間のこの合意をしたということをしつかり次の方にお伝えをする、そういうことだと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 衆議院の任期自体はいつまででありますか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 自分が総理大臣に

あるという場合において、当然のことながら、自分の責任として相手の党首とお話をさせていただいている。それが基本でありますけれども、

当然、総理の解散権というのはそのときの総理の判断だというふうに思います。したがって、そういう公党間の党首間の合意、確認はさせていただ

きました。

もし私が代表ではなくなった場合、これについ

ては、その後の総理大臣の解散を当然縛れる話ではありませんけれども、公党間の党首間のこうい

う合意があつたということは、三党合意を踏まえてしまつかりそういう場合にはお伝えをするとい

て決めればできるわけですね。しかし、次の人にだと、それは別に先延ばしにされるわけじゃないですか。

今日の朝日新聞には面白い記事が載っています。シチズン時計がビジネスマン四百人を対象にした意識調査で、食事に誘うときの近いうちにを

一ヶ月後と受け止める人が四三%、一週間後といふ人が二五%だそうです。一方、実際にはしない、社交辞令と考える人も一八%いたということなんですね。

○中村哲治君 そういうことだということ自民党や公明党の皆さん御認識の上で三党的党首会談が行われたということで理解しておいてよろしいですね。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) どういう御認識かどうかは、それは各党のそのお話は分かりません。そういう詰めたお話をしたわけではありません。

○中村哲治君 ということは、御自身の任期は九月いっぱいまでしかないけれども、そのときまでに決めるかどうかも分からぬ。そして、そのことについては詰めた話もしていないので、次の方がもし選ばれた場合には、それは三党間の合意だから守つてくださいねと申し送りをしてこの案件について処理をするというようなことによろしいですね。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) だから、詰めた話はしていないということあります。

○中村哲治君 次に、法案の中身の質問に入らせさせていただきます。

社会保障国民会議についてでござります。
弁と、前回、八月三日金曜日の私の質問に対する答弁では、どのようなメンバー構成とするのかと
いう質問について、袖木議員からは今後の検討課題だと答弁するだけございました。全く中身は詰まつておりません。そして、次に私が長妻議員にお尋ねをいたしました。社会保障国民会議のよう
うなスキームをつくるのであれば、本来、衆参合
同の協議会を国会内につくるべきではないとい
う理由をさせていただきました。これに対しても
妻議員は、いや、その政府の中につくるという以外の検討はしていないかたんですということを答
弁でおっしゃったんですね。しかし、私の質問には答えられていないんですよ。

国會内になぜ衆参合同の形で超党派で議論する協議会をつくらなかつたのか、その議論をもし提案していなかつたとすれば、なぜ長妻議員は生来

の持論を覆して提案されなかつたのかということについてお尋ねをさせていただきたいと思いま
す。

○衆議院議員(長妻昭君) 今回は消費税を5%上
げさせていただくときの裏打ちとなる法律につ
て限定して三党で協議をしたと。その中で、三党
で合意できるだらう最大公約数を話し合うとい
うようなことがあらかじめ我々の念頭にあつたとこ
ろでありまして、その意味では、自民党からも提
案があつた国民会議というようなものベースに
議論をして、その中で国會議員が入ることも妨げ
ないということを着地をしたところであります。
で、国会の中で各党がそういう協議体をつくる、
それは国會の御議論を当然我々も妨げるものでは
ありませんので、国會で御議論をいたければど
ういうことを別に否定をしているわけではありません。
結局、本来であれば、社会保障のような大きな
問題を議論するのであれば三党の枠組みだけで議
論すべきではないわけです。しかし、今までのこ
の委員会の答弁を総合いたしますと、今回の三党
合意、また推進法案で定められたスキームは、今
後の税制だけでなく、今後の社会保障の内容につ
いても三党協議で決めていくと、いう枠組みであ
ります。

○中村哲治君 長妻さんは野党のとき、政権交代
前のときから、政権交代の一一番大きな意味は何が
あるのかと、いう点を御主張されるときに、ス
ウェーデンでは政権交代をしたときに政権交代し
た政党が中心になって原案を出して、そして超党
派の協議会をつくりてそこで社会保障改革に取り
組めたんだ、だからこれを政権交代後にしなく
ちゃならないと、そういう答弁をありましたけれども、そうでもないんですよ。附則十八条二項が
挿入されまして、そして古本議員の答弁からする
解散・総選挙を求められているのか。

○中村哲治君 よく分からぬんですよ、なぜ今
と、この成長戦略や公共事業に関して、どのよ
うな形でやっていくのかについては三党協議を
野党として、今現与党について厳しく対処して
いき、そのことの要求もしかるべきときにはする
ことがあります。

○衆議院議員(長妻昭君) これまでの御議論の中
で、国民党、公明党は早期の解散・総選挙を主張さ
れておりました。しかし、これらのスキームで進め
ていくということと相矛盾いたします。この点に
ては、国民党、公明党はそれぞれどのようにお
考えなのでしょうか。

○衆議院議員(野田毅君) 今までの御議論の中
でも申し上げておりますけれども、少なくとも社会
保障あるいは財政の健全化、そういうたたた
は、与党、野党という変わるたびに対決型になつ
たのでは日本も潰れるぞ、これではよくないとい
うことと、他の政策課題は別ですが、だけど、この
一点に関しては少なくともどちらが与党であろう
と野党であろうと、このテーマについてだけは
しっかりと三党でこれからも中身を詰めていくこ
と。これが今回の大事な柱であります。

○衆議院議員(長妻昭君) これは、先ほども申し
て、国会の中で幅広く協議体をつくるには、三
党だけで決めるということではなくて、やっぱり

幅広く国会のしかるべき委員会あるいは理事会等々で議論されるべきことだと思つております
て、今後そういうような議論をもちろん妨げるものではないというような三党合意であります。

○中村哲治君 この答弁にすごくポイントがあ
るわけですよ。

○衆議院議員(長妻昭君) 今日は消費税を5%上
げさせていただくときの裏打ちとなる法律につ
て限定して三党で協議をしたと。その中で、三党
で合意できるだらう最大公約数を話し合うとい
うようなことがあらかじめ我々の念頭にあつたとこ
ろでありまして、その意味では、自民党からも提
案があつた国民会議というようなものベースに
議論をして、その中で国會議員が入ることも妨げ
ないということを着地をしたところであります。
で、国会の中で各党がそういう協議体をつくる、
それは国會の御議論を当然我々も妨げるものでは
ありませんので、国會で御議論をいたければど
ういうことを別に否定をしている、こういう
ことになります。

○中村哲治君 結局、本来であれば、社会保障のよう大きな
問題を議論するのであれば三党の枠組みだけで議
論すべきではないわけです。しかし、今までのこ
の委員会の答弁を総合いたしますと、今回の三党
合意、また推進法案で定められたスキームは、今
後の税制だけでなく、今後の社会保障の内容につ
いても三党協議で決めていくと、いう枠組みであ
ります。

○衆議院議員(長妻昭君) まして、そのことを国民会議が追認していくとい
う仕組みになつて、こういう答弁をあります
た。その点でも、私が前から申し上げているよう
に、実質的な三党大連立政権だと言えます。

○衆議院議員(野田毅君) これまでの御議論の中
でも申し上げておりますけれども、少なくとも社会
保障あるいは財政の健全化、そういうたたた
は、与党、野党という変わるたびに対決型になつ
たのでは日本も潰れるぞ、これではよくないとい
うことと、他の政策課題は別ですが、だけど、この
一点に関しては少なくともどちらが与党であろう
と野党であろうと、このテーマについてだけは
しっかりと三党でこれからも中身を詰めていくこ
と。これが今回の大事な柱であります。

○衆議院議員(長妻昭君) これは、先ほども申し
て、国会の中で幅広く協議体をつくるには、三
党だけで決めるということではなくて、やっぱり

幅広く国会のしかるべき委員会あるいは理事会等々で議論されるべきことだと思つております
て、今後そういうような議論をもちろん妨げるものではないというような三党合意であります。

○中村哲治君 ここでの答弁にすごくポイントがあ
るわけですよ。

○衆議院議員(長妻昭君) 野田先生おっしゃつたことと基本的には同じで
ございます。今回の三党合意は、社会保障と税の
一体改革、この社会保障四分野に関する合意、こ
れを国民会議それから三党の中で進めていこう
と、こういうことあります。一体改革、この社会保
障、これは様々な政策がありますけれども、その
ことについてはそれぞれ当然、各党の考え方があ
る。もちろん、解散・総選挙についても私たちは
野党として、今現与党について厳しく対処して
いき、そのことの要求もしかるべきときにはする
ことがあります。

○衆議院議員(長妻昭君) よく分からぬんですよ、なぜ今
と、この成長戦略や公共事業に関して、どのよ
うな形でやっていくのかについては三党協議を
野党として、今現与党について厳しく対処して
いき、そのことの要求もしかるべきときにはする
ことがあります。

○衆議院議員(長妻昭君) だからこそ、ずっと前からそういう主張をされ
ていたのですから、今回もやはり、政権交代した
からにはそういうふうな姿勢で国会内に協議会を
つくるべきそのタイミングをつと探しておられ
たというのが政権交代後の中妻、當時大臣のお気持
ちであつたんではないですか。そのことについて
なつてはいるわけですよ。

○衆議院議員(長妻昭君) 自民党にお聞きしますが、一年内に衆議院解散・総選挙があり衆議院の構成が変わつてもこの
枠組みは維持されるんでしょうか。具体的には、
もし民主党が野党になつたとしても三党協議で社会保障制度改革を進
めていくんでしょうか、いかがですか。

○委員長(高橋千秋君) 野田毅君。時間が迫つて
おりますので、簡潔にお願いします。

○衆議院議員(野田毅君) 大変失礼な物の言い方
は避けたいと思います。どういう結果になろう
と、選挙の結果、この三党が引き続いで、誰が政
権を取ろうと、どちらが政権を取ろうと、この三
党の路線はしっかりと守つていくということだと
思います。

○委員長(高橋千秋君) 中村哲治君。時間が来て
います。

おります。おまとめください。

○中村哲治君 いや、そんなことを、非常に面白くなつたとしても、この三党で進めていくと。

本来、社会保障にしても税制にしても……

○委員長(高橋千秋君) 時間が来ておりますので、おまとめください。

○中村哲治君 これは、超党派で進めていかないといけないわけですよ。にもかかわらず、三党で進めていく、選挙が終わっても三党で協議を進めしていく、これはもう大連立政権そのものじゃないですか。

○委員長(高橋千秋君) 時間が経過をしております。おまとめください。

○中村哲治君 だからこそ、私たち、問題が明らかになつていいと言っているんですよ。

○委員長(高橋千秋君) 今日は、質問通告している質問項目、二十項目、これからも残っています。そういう意味では……。

○委員長(高橋千秋君) 時間が経過しております。おまとめください。

○中村哲治君 まだまだ……。

○委員長(高橋千秋君) ルールを守つてください。

○委員長(高橋千秋君) 議論をするべきというのが当たり前ですよ。(発言する者あり) 時間、時間ということが言われますけれども……。

○委員長(高橋千秋君) もう時間が経過しております。おまとめください。

○中村哲治君 これだけたくさん議論をすべきことが残っているにもかかわらず、数の力で、大連立で物事を決めていこうとする……。

○委員長(高橋千秋君) 時間が経過をしております。

○中村哲治君 そういうふうなやり方を続けていくのであれば、日本から民主主義がなくなってしまう……。

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○中村哲治君 そういうことを強く申し上げまし

て……。

○委員長(高橋千秋君) ルールを守つてください。

○中村哲治君 私の質問を終わります。

〔委員長退席、理事大久保勉君着席〕

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

○中西健治君 まずは冒頭、野党七会派が提出した首相問責決議案はつるしておいて、そそくさと増税法案だけを通してしまおうとする国会運営に再度、強く抗議するものであります。

しかし、我々は審議拒否などはせず、国会審議を通じてただすべきところはただしていく、そういう覚悟でやつてまいります。

増税法案を推し進める談合三党の方々と違い、限られた時間しかありませんので、是非、私が指名した方が最初から直接答弁をされるよう委員長には御指名をしてくださることをまずはお願い申し上げておきます。

質問に入らせていただきます。

一昨日の夜に行われました野田総理と谷垣総裁の党首会談では、二人だけで約三十分ほど膝を詰めて話をされたようになりますが、総理は、衆議院選院の選挙制度改革や特例公債法案に関しては確認をしていないと記者の質問にお答えをされていました。それは事実でしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) おとといの党首会談、正確に言わなければいけないと私は思っています。おまとめください。

○委員長(高橋千秋君) もう時間が経過しております。おまとめください。

○中村哲治君 これだけたくさん議論をすべき幹事長代行がいるときは、私は、特例公債ある

いは一票の格差是正、定数削減を含む政治改革、これについては、早期にこういう懸案についても結論が得るように協力を是非お願いしますという

ことはお話をしております。

ただ、その後の意見交換の中で、そこで何か合意、いつまでに合意をしたということではないと

いう意味で、最低限合意したことが、先ほど来早急にこの結論が出るようにしていきたいという

ことはお話をしております。

今、我々は一つの案を衆議院に提出をしておりますけれども、是非各党の御理解をいたいで、

一体改革関連法案の早期成立と、その成立の暁に一体改革関連法案の早期成立と、その成立の暁に

は近いうちに国民に信を問うという最低限の合意事項、確認事項というのがザツツオールなんですね。その前に申出はさせていただいております。

○中西健治君 ということは、二人でいるときに話はしたけれども、何らこれについては確認はしなかつたということだというふうに理解いたしました。

○中西健治君 はしたけれども、何らこれについては確認はしたけれども、何らこれについては確認は

は話はしたけれども、何らこれについては確認はしたけれども、何らこれについては確認は

思ひなのではないかと思いますが、私が聞いているのは、一票の格差について今国会でできるのは区割り審設置法の改正までです、実際に違憲状態が解消されるまでには、区割り審を動かして勧告を受けて、さらに公職選挙法を改正する、そういう手をすると半年以上掛かる。私が聞いているのは、まさかそこまで待つことはないということです。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 一日も早く脱却しなければなりません。実務を考えると、区割り審設置法を改正をしてから一定期間、作業に周知に掛かるということは事実だと思いますが、一方で、私は総理大臣の解散権は縛られるものではないと思います。今一つのお話を聞いて解説権は縛らないと繰り返し発言をされていま

す。ということは、現在の状態のまままで衆議院選挙を行った場合、裁判所が選挙結果の無効の判断をする可能性も全く否定はできないものの、それでも今回総理は、今の状態のままでも近いうちに国民の信を問うという決断をされたということでおろしいでしようか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今、状況については違憲であり、違法であるという、そういう状況であります。この状況は一日も早く脱却しなければなりませんし、これは立法府の責任において、これはもうどの党がどうのじゃなくて、国会議員としてそういう強い意識を持って対応しなければいけないと私は思っています。

その上で、我々は、自民党さんが提案をしている○増五減については賛成です。ただし、あわせて、それぞれの党が定数削減もこれまで訴えていました。その定数削減をするためには選挙制度改めをやらないければなりません。それを一體的に議論をして結論を出そうというのだが、これまで各党間のいわゆる集大成というか最大公約数だったと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 固執しているとは思いません。一票の格差を是正しなければならない、それぞれの問題意識はあると思います。共通していると思います。定数削減もしなければならぬということは、それぞれ各党がこれまで国民の皆様にお約束してきたことじやないでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) その点で、野田総理、どうして固執しているのか、お考えをお伺いいたします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) その点で、野田総理がまとまらない、独自の法案に固執しているのが今の姿なのではないでしょうか。党代表である野田総理、どうして固執しているのか、お考えをお伺いいたします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 思いません。一票の格差を是正しなければならない、それぞれの問題意識はあると思います。共通していると思います。定数削減もしなければならぬということは、それぞれ各党がこれまで國民の皆様にお約束してきたことじやないでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) その中で、どうしても選挙制度改革と関連をすることが出てまいります。一體的に対応するため、それはなかなか全ての党が、万人が合意するという状況ではありませんが、特に今回の私どもの御提案は民主党にとって決してプラスの制度

ではありません。すなわちゲリマンダーではない

わけですので、むしろ少数会派について配慮をしました内容になっています。したがって、これから、御理解をいただける努力をこれからもしていきたいと思います。

○中西健治君 定数削減は約束しているからといふことでありましたけれども、その答弁はおかしいのではないかでしようか。

では、お聞きします。なぜ民主党は参議院の選挙制度については定数削減を全く行わない案を野党に示しているのでしょうか。四増四減です。民主党の代表として話に全く整合性がないと思いますが、いかがでしようか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 衆議院においては、いろんな経緯がございましたけれども、元々私どもは比例の部分を八十削減という、そういうマニフェストを掲げてまいりました。

今回は、小選挙区〇増五減ですから五減らす、その上で比例については四十減らすという、タルで四十五減らす定数削減で、八十という目標はまだ失つていません。段階的に進めていく上で八十を目指すという、そういう意味で、衆においては、私も衆議院議員でございますので、その方向性でまとめさせていただきました。

参議院においては、参議院の中でのハウスとしての御議論があつた中で、今現在は四増四減という、そういう今考え方を取らさせていただいているということをございます。

○中西健治君 総理は民主党の代表ですよね。衆議院議員だからという答えはおかしいんじゃないかというふうに私は思います。

四十議員定数を削減する、これは参議院でも民主党はマニフェストに掲げていたことじやありませんか。どうしてやろうとしないんですか。

(理事大久保勉君退席、委員長着席)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 政治改革推進本部の中での御議論をさせていただきながら、今現時点においては、そういう方向性の中で何か解決できませんかという、現状打破のまず第一歩として議論

がされているというふうに思います。

○中西健治君 来年の夏までには選挙があるということでは衆議院も参議院も同じです。というよ

りも、来年の夏までは選挙がない参議院の制度改革のハードルは低くしておいて、反対に、いつ選挙が行われるかもしれない衆議院改革のハードル

を高くする、やつてることが全く逆なのではないでしょうか。

民主党党内でどういう力学が働いているか分かりませんが、党の意思として意図的に衆議院総選挙を遅らせようとしているとか説明が付かないと思いませんが、いかがでしようか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 別に意図的に何かの、そういうことはありません。

○中西健治君 今申し上げたとおり、衆参に関しては、民主党が提案していること、これはやつていてこれが逆なんではないかというふうに私は思う、そして多くの方が思つてているのではないかと思いまます。

野田総理にお伺いします。引き続きお伺いします。野田総理にお伺いします。

財務大臣は特例公債法案を成立させなければなりません。特例公債法案を成立させなければなりません。野田総理はいつまでに

十月の中にも財源が枯渇すると主張しておられま

す。そうだとして、では、野田総理はいつまでに

この特例公債法案を成立させなければいけないとお考えになつていらつしやるでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 予算は成立をさせ

ていただきましたけれども、その裏付けとなる財

源の中の大宗を占めるとも言つていい特例公債、これが成立しなければ、財務大臣が御説明をして

ているように、だんだん予算執行が窮屈になつて

いきます。窮屈になつていくということは、どこ

く多くの党の御理解をいただいて成立をさせていただきたいというふうに思います。

○中西健治君 いつまでにという期限をどれぐら

いに考えているかという質問でしたが、それに対

しては正面からのお答えいただけませんでした。

附則十八条第二項についてお伺いいたします。

これまで何度もこの附則十八条第二項の財政の機動的対応が可能となる中でという文言について議論をしてまいりましたが、理解に苦しむことがあります。

幾つもあります。先々週の本委員会で自民党的な発

議者は、十年間で二百兆円というからみんなわ

あつと言つけれども、今だつて過去十年間で二

百三十兆円ですよと答弁をされました。というこ

とは、自民党はわざわざ国土強靭化法案を提出し

て、今後の公共事業などへの資金投入を三百三十兆円から二百兆円へ減らすということを提案して

いるのでしょうか。時間の制約があるので、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(野田毅君) 二百兆という数字がど

こから出てきたか分かりません、ざつくばらんに

言つて。我が党として正式に決めているわけでも

ありません。これだけは明確に言つておきます。

では、財源についてのお話をします。

年間五兆円国費を投入するという財源について

ただしたところ、野田毅衆議院議員は、建設国債

はあつて当然だというお答えをされました。そし

て、安住財務大臣はこれを受けて、今年も約六兆円だから、五兆という数字が大きいということでは、安住大臣に入れました。

では、安住財務大臣にお尋ねしますけれども、五兆円は今年の六兆円に含まれる数字、内側の金額と

いうことを前提にそうした発言をされたということではよろしいのでしょうか、確認をさせていただ

きたいと思います。これも端的に、内側か外側か、認識をお答えください。

○國務大臣(安住淳君) 私は答弁を補充したわけではございません。今年の建設国債の額を申し上げただけで、野田先生の答弁に関連して私が答弁したわけではないわけでございます。

野田先生は、たしかその答弁の中で、二十兆の

うち、いわゆる国の出す分という財政出動のこと

ろに関しては、たしか私の記憶では五兆円程度に

なるんではないかと。その規模がどれぐらいかと

いうことですから、私は、例えれば今年は六兆で

すとということを申し上げたわけで、そうしたこと

からいえば、桁外れに五兆というのが大きいわけ

ではないという、その六兆に継ぎ足すとか継ぎ足

さないとか、例えれば足して十一兆は大きいですか

小さいですかとか、外ですか内ですかという議論

に私は入つて答弁したつもりはございません。

○中西健治君 野田毅議員がおっしゃったことに

間髪を入れずに、今年も約六兆円だから数字が大

きいということではないということは付言させていただきます。こういうふうに安住大臣はお答えになつたんです。ということは、やはり内側か外側かの認識ぐらい持つていていただかないと、持つていもしないのに、大きな数字ではないだろうと答弁をすること自体が大変不誠実なんではなかと思います。内側だと明言できないのであれば、コンクリートから人へどころか、コンクリート倍増計画になつてしまふのではないでしようか。

○国務大臣(安住淳君) 予期せぬ経済変動とか様々ありましたから、この十年間の国債の発行や建設国債の発行を見ていただければ分かるようになりますから、その基本を守りながらやりますけれども、絶対という言葉を使うのがなかなか難しいほど今の状況というのは厳しいということだけは理解いただきたいと思います。

○中西健治君 民主党的方針が、今や自民党的片棒を担いでやはり大きく変質しているのではないとかとしか言いようがないというふうに思います。次に、岡田副総理にお伺いいたします。

政府は、財政健全化待ったなしと説明をして消費税増税をしようとしているのだから、消費税増税で税収が増えるのであれば、その一部は政府債務圧縮に使われるのは当然だということを私は申し上げてまいりました。

安住財務大臣との議論では新規国債発行金額を減らすことはないということでありましたけれども、岡田副総理は、私の質問に対する答弁で、そのまま全部国債の減額につながるわけではない、こういうふうにおっしゃられました。一部は国債発行金額を減らすとも取れる発言となつておりますし、現に七月二十日、岡田副総理の記者会見では、基本的には国債の発行を減らすということが

基本であるということありますと、はつきりとおっしゃられております。

財務大臣にはいろんな立場がありのようですけれども、岡田副総理自身のお考え、政治的スタンス、お伺いできないでしようか。

○国務大臣(岡田克也君) 以前に申し上げたように、基本は国債の発行を抑制するために使うといふことであります。

○中西健治君 最後に、総理にお伺いいたします。

財政健全化待ったなし、だから消費税増税待ったなしということなのであれば、増税後は国債発行金額を減らす、公共事業予算は増やさないと国民に向けて約束をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) この今回御審議いただいている法案の目的は、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成です。財政健全化の同時達成ということは、我々がまとめている財政運営戦略を基本に置くということをごぞいますので、二〇一五年の段階でいわゆる基礎的財政収支の赤字対GDP比が半減をするということを目標にしながら、一方で、じや成長とどう両立させるか、そういう観点の中で取り組んでいきたいと思います。

○中西健治君 今のお答弁で国民が納得するのかどうか、一刻も早く約束どおりに国民の信を問うことをお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○大門実紀史君 日本共産党的大門実紀史でござります。

まず改めて、我々七会派が問責決議案を提出しているにもかかわらず、この後この増税法案の採

決が強行されようとしていることについて、厳しく改めて抗議を表明しておきたいというふうに思っています。

最後の質疑、九分しかないということをごぞいますので、政治家、政党として最も大事な政策公約の問題について絞って質問をいたします。

七会派で問責決議を提出したその理由は、一つは、今回の消費税増税が民主党の公約に違反しているということです。二つ目は、国民の半分以上が反対、今国会で成立させるべきではないが六割、七割にも達しているにもかかわらず、強行されようとしていることでございます。三つ目は、三党で決めれば何でもまかり通るというこの国会運営が、議会制民主主義をじゅうりんしているということでございます。

さらに、審議の中で、三党合意そのものが大変曖昧な中身であるということも明らかになりました。こんなものをござり押しする総理は信任できません。こんなことで提案をしたわけでございます。

我々の問責決議について、総理はいかが受け止めおられますか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 参議院の七会派において私に対しても問責決議案が提出をされたことに対しては、これは厳粛に重く受け止めなければいけないというふうに思います。

ただし、この後いろいろ御議論があるかもしれませんけれども、社会保障と税の一体改革については、私はやる遂げていかなければいけないと考えております。

マニフェストに書いていたなかつた、その分、しっかりとなぜ必要かということは説明していかなければなりません。それは、自民党、公明党以上に我々は説明責任があるというふうに思っています。

加えて、国民の皆様、これは御負担をお願いする話でありますので、それは多くの人が御賛同いただける状況ではありません。国論を二分するテーマ、むしろ慎重、反対の人が多いと思います。ですからこそ、これもきちっと説明していかなければいけないと思います。

○大門実紀史君 いや、最後にそうおっしゃられただける状況ではありません。国論を二分するなど、結局、その分は社会保障、じゃ、そこにあつた分はほかに回って公共事業に使われるといふ話を今おっしゃっているわけですよ。今まで公共事業に使わないとはつきりおっしゃつていたん

問責決議案については重く受け止めさせていただきます。

○大門実紀史君 その姿勢そのものに問責が出されているわけでございます。

これまで来て不明なことはたくさんあります。その一つが附則十八条二項の問題でございまして、今日も三党の中の一党から、附則十八条二項で公共事業ができるようになって良かつたところが反対、今国会で成立させるべきではないが六割、七割にも達しているにもかかわらず、強行されようとしていることでございます。三つ目は、三党で決めれば何でもまかり通るというこの国会運営が、議会制民主主義をじゅうりんしているということでございます。

さらに、審議に回って、建設国債に回ってこちらの赤字がこちらに回って、ぐるぐる回って使えるという解釈が、非常に多いんだという、そういう保証ができるんですか。はつきりとお答えください、最後ですから。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今回引き上げていただく消費税について御負担をいただく分については全額これを社会保障に充てるということ、社会保障の充実に一%、安定化に四%充てる、これが今後の改革案の趣旨であります。

予算を重点的に、効率的に配分をする中で、例えばこれは今回のこの法案の一つのテーマでありましたけれども、経済と両立させなければなりません。経済の好転をさせるときに、あの十八条の中でも、成長戦略であるとか事前防災とか減災とかいうものに資するということであります。またけれども、経済と両立させなければなりません。経済の好転をさせるときには、あの十八条の充てるということであります。

ですよ。その保証は何ですかということをお聞きしているわけですよね。そこをはつきり言つてくださいよ。何を言つているんですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 先ほど申し上げたとおり、消費税引上げ分については、これはあくまで全額、全額社会保障です。全額社会保障に充てるということです。

○大門実紀史君 最後までそういう詭弁の答弁を繰り返されるわけだから、本当にこんな法案通すべきじゃないですよ。

最大の問題は、公約違反、また民意を踏みにじつてきていることにあるわけでございます。本来なら国民の信を問うてから、これだけの重要課題ですから、それから実施の判断をすべきものを、これも総理は、法案を通してから信を問うんだと、こんな逆さまなことを繰り返し繰り返しておられます。これは私、過日のこの委員会で、じゃ法案を通してから審判を仰ぐとして、次の選挙で民主党が敗北したらこの消費税増税法案を撤回するということもあるのかとお聞きしたら、総理は、選挙の結果どうするかは予断を持つて答えられないとおっしゃいました。

しかし、国民党に信を問うと……(発言する者あり) うるさいな。国民党に信を問うということは、その結果を受けて政策判断をするということじやないんですか。予断を持つて答えられないという意味ですか。じゃ、何のために信を問うんですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) なぜ社会保障と税の一体改革が必要なのか。社会保障を充実、安定化させるための安定財源確保するためには国民生活に不可欠でありますので、そのためやるんだということを国民党の皆様にお訴えをするということがあります。その結果については予断を持つてお答えすることができないということであります。

○大門実紀史君 選挙で負けても勝っても増税は変えないということならば、何のために信を問うのかということになるわけでございます。

民主党のマニフェストというのはもうぼろぼろの状態で、自民党から取り下げる取り下げると言つてもう跡形もないような状態でござります。私は、やっぱり政党にとって公約、マニフェストと一緒に返されるわけだから、仮にそれが国会のいろまで全額社会保障です。全額社会保障に充てるということです。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 先ほど申し上げたとおり、消費税引上げ分については、これはあくまで全額、全額社会保障です。全額社会保障に充てるということです。

○大門実紀史君 最後までそういう詭弁の答弁を繰り返されるわけだから、本当にこんな法案通すべきじゃないですよ。

最大の問題は、公約違反、また民意を踏みにじつてきていることにあるわけでございます。本来なら国民の信を問うてから、これだけの重要課題ですから、それから実施の判断をすべきものを、これも総理は、法案を通してから信を問うんだと、こんな逆さまなことを繰り返し繰り返しておられます。これは私、過日のこの委員会で、じゃ法案を通してから審判を仰ぐとして、次の選挙で民主党が敗北したらこの消費税増税法案を撤回するということもあるのかとお聞きしたら、総理は、選挙の結果どうするかは予断を持つて答えられないとおっしゃいました。

しかし、国民党に信を問うと……(発言する者あり) うるさいな。国民党に信を問うということは、その結果を受けて政策判断をするということじやないんですか。予断を持つて答えられないという意味ですか。じゃ、何のために信を問うんですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) なぜ社会保障と税の一体改革が必要なのか。社会保障を充実、安定化させるための安定財源確保するためには国民生活に不可欠でありますので、そのためやるんだということを国民党の皆様にお訴えをするということがあります。その結果については予断を持つてお答えすることができないということであります。

○大門実紀史君 選挙で負けても勝っても増税は変えないということならば、何のために信を問うのかということになるわけでございます。

野に下つて、国民多数を結集してまた政権を目指すとやればいいわけでありまして、今の民主党みたいにことごとくことごとく投げ捨てていったら、何のために政権にいるんですか。それこそ政党の自殺行為だと私は思いますが、総理はいかが思われますか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 政権交代を実現してから約三年になりますけれども、マニフェストでできていない部分もあります。だけれども、やれた部分も相当あります。総崩れであるとか次々とできていよい状況という御指摘は、私は全てであります。それはそのとおりです。

○衆議院議員(野田毅君) 先ほどどなたかの質問で、一体改革を訴えた選挙をした上で取りかかるところではマニフェストでお約束したことは実行できるようこれからも全力を尽くしていくたかうだらうに思いますし、信を問う際には、何をやれてきたのか何がどういう理由でできないかたつたということは御説明したいと思います。

○委員長(高橋千秋君) おまとめてください。

○衆議院議員(野田毅君) 国民にもおわびを申し上げて、政治生命を懸けておやりになるというのであれば、それは我々としては、一体改革は我々自身の公約でもあることですから、ほかのことは別として、これだけは一緒にやるという以外はないといふふうに思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 我が党から、残念ながら、不信任について私どもと同一の行動が取ることができず、また離党の申出があつたと聞いておりますが、大変残念なことであります。極めて遺憾に思います。

○福島みづほ君 総理、民主主義とは何かということをお話をしたいといふふうに思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) まだ離党の申出があつたと聞いておりますが、大変残念なことであります。極めて遺憾に思います。

○福島みづほ君 総理、民主主義とは何かといふふうに思います。

○委員長(高橋千秋君) おまとめてください。

○衆議院議員(野田毅君) できるだけ速やかに信を問うということになつていただくということだと思います。

○大門実紀史君 消費税増税だけではなく、こういう政治の進め方そのものも早く衆議院を解散させなければいいと、そう思つていらっしゃるんじやないですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 対話と説得が基本目は、民主党内のいろんな反対の意見をきちっと聞こうとはしない。民主主義とは対話であり説得じゃないですか。でも、総理にとつての民主主義というのは多數決、自民党と数で上回れば、過半数取ればいいと、そう思つていらっしゃるんじやないですか。

○福島みづほ君 社民党の福島みづほです。

まず、問責決議案を議論せずに、本委員会で採決しようとすることに社民党として強く抗議をいたします。

先ほどもありましたが、社民党も含めた野党七党から問責決議案が出されていることを総理はどう受け止めいらっしゃるでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 社会保障と税の一体制改革の意義についての見解の相違があるとはいながらも、七会派から私に対しても、政府の立場でお答えをすることになりますので、簡潔にお願いします。

○衆議院議員(野田毅君) 先ほどどなたかの質問にもお答えしましたけど、今、谷垣さんの発言を引用されました。それはそのとおりです。

○委員長(高橋千秋君) 野田毅君。時間が迫っていますので、簡潔にお願いします。

○衆議院議員(野田毅君) 先ほどどなたかの質問にもお答えしましたけど、今、谷垣さんの発言を引用されました。それはそのとおりです。

○衆議院議員(野田毅君) おまとめてください。

○衆議院議員(野田毅君) 国民にもおわびを申し上げて、政治生命を懸けておやりになるというのであれば、それは我々としては、一体改革は我々自身の公約でもあることですから、ほかのことは別として、これだけは一緒にやるという以外はないといふふうに思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 我が党から、残念ながら、不信任について私どもと同一の行動が取ることができず、また離党の申出があつたと聞いておりますが、大変残念なことであります。極めて遺憾に思います。

○福島みづほ君 総理、民主主義とは何かといふふうに思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) まだ離党の申出があつたと聞いておりますが、大変残念なことであります。極めて遺憾に思います。

○福島みづほ君 総理、民主主義とは何かといふふうに思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) まだ離党の申出があつたと聞いておりますが、大変残念なことであります。極めて遺憾に思います。

○福島みづほ君 総理、民主主義とは何かといふふうに思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 対話と説得が基本目は、民主党内のいろんな反対の意見をきちっと聞こうとはしない。民主主義とは対話であり説得じゃないですか。でも、総理にとつての民主主義というのは多數決、自民党と数で上回れば、過半数取ればいいと、そう思つていらっしゃるんじやないですか。

○福島みづほ君 社民党の福島みづほです。

まず、問責決議案を議論せずに、本委員会で採決しようとすることに社民党として強く抗議をいたします。

に大綱として閣議決定をして法案提出をしてまいりました。この間は相当多くの人が参加をして長時間をしていました。議論をしてまいりましたけれども、待ったなしの改革については一定程度やつぱり時期というものが必要です。ずっと議論をしましたが結論が出ないというのは、これは逆に私は国民に対して無責任だと思っております。

対話と説得はずっとやつてきましたつもりでござりますし、国会審議においても、衆議院において百二十九時間、そしてこの参議院においても公聴会を含めると八十時間以上、三百時間を超える御議論があつたと思います。三党だけが議論しているんではなくて、様々な党から様々な角度からの御議論をいただいてきましたと承知をしています。

○福島みづほ君 もし本当に対話ということであればこのような事態は生んでないんですよ。民主党の中から多数の離党者も生んでないんですよ。そして、国民党を説得できていないんじゃないですか。六割、七割の国民党が今消費税増税することに反対だということは、国民党を説得し切れてないじやないです。きちっと納得するような形では進んでないんですよ。

○委員長(高橋千秋君) 安住財務大臣。

○福島みづほ君 いや、違う。時間がないので総理と一問一答でやらせてください。結構です。

総理。

○委員長(高橋千秋君) それでは、野田内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 時間を掛けてもずっと万人が納得する形ではできないかもせません。だけど、時間を掛けて丁寧に民主的なプロセスはたどってきたと思つております。

その上で、国民の皆様の御理解を得るために、万が一、万が一じゃないですね、もうこの採決の時期ですから、成立をさせていただいた暁には更にしっかりと皆様に御説明をしていかなければいけないと想ひます。国論を二分するテーマ、国民に御負担をお願いをするテーマであります。中小任取るんですか。

○福島みづほ君 総理はそのことについてどう責

の事業者の皆さん、家計を預かっている皆さん、こうした皆さんに御負担をお願いすることはつらいことです。誰も喜んでやるとは思いません。で

も、その中でも将来の国民のことを考えて決断しなければいけない場面があります。そういう御説明をこれからしていきたいと思います。

○福島みづほ君 違いますよ。今日採決をすると明をこれからしていきたいと思います。

得していない、他の野党も、自公以外は納得していない。そして、民主党の中でも納得しているかつた人がたくさんいるんですよ。自民党と組みさえすれば多數決でやれると突っ走ったところがこのひどい状況、民主主義を踏みにじる事態を招いています。

では、消費税についてですが、今の景気状況で消費税を上げれば景気が悪化し税率が減る、生活を圧迫する、本当に消費税を上げることができる状況なのか、総理、どうですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 当然のことながら、デフレ脱却、経済活性化に向けて政策の総動員をしていきたいというふうに思いますし、今回御審議いただいている法案の十八条の附則にも経済の好転という、そういう大変重要な考え方が出ています。

それを実現をするための環境整備に向けて政策の総動員をして、成長と社会保障との財政の一

体的解決に努力をしていきたいというふうに思っています。

○福島みづほ君 一二〇一五年に一〇%ということがあるわけですが、今と同じような経済状況だつたら消費税増税しないということですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) あくまで、名目であるとか実質であるとかという成長率であるとか、あるいは物価の動向等、様々な経済的な指標を総合的に判断をして、そのときの政権が判断をするということです。

○福島みづほ君 総理は最初の引上げ時期は一二〇一四年のこれは四月であります。中小任取るんですか。

現に、今消費税を上げれば、予言者ではありませんが、国民の皆さん的生活を圧迫します。中小企業の問題についても、今朝の東京新聞に民間調査で、消費増税すれば中小の六七%に悪影響、仕入価格の上昇、税負担、価格転嫁が難しい、廃業に追い込まれると出ています。

総理、消費税上げて、本当にこの事態が起きますよ。本当にこの事態が起きる。総理はこのことについてどう責任取るんですか。総理。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 中小零細企業者の皆さんが一番御心配をされている転嫁については、これは転嫁対策をしっかりと講じていかなけばいけないというふうに思います。これは大きな課題だというふうに思しますし、下請等々、これまでの消費税の導入時や前回の引上げ時以上に徹底した対策を行つていただきたいというふうに思っています。

逆に、消費税の負担のお話だけでありますけれども、負担をしていただくことは全部社会保障に回すということであつて、これは国民生活を守るためにあります。この財源が今しつかり確保されないことが問題であつて、それを将来の世代に御負担をお願いをするような形、そういう財政規律のない形でこのまま日本が続くかという問題であつて、逆にその決断をしなかつたときの責任の方が私は大きいと思つています。

○福島みづほ君 総理、責任取れないんですよ。中小企業の転嫁策だつてできないですよ。社民党があつたわけです。これ、消費税一緒にやらないから庶民に甘えるのもいかげんにしろと言いたいと思いますよ。黙つているところから取つて、大きいところの富裕層への増税などはやらないじゃないですか。

○福島みづほ君 富裕層への増税をますやつてから、それから消費税の議論をする、消費税の議論が最後なら分かれますよ。でも、今日の時点で消費税増税だけ決めて、あとのこととは決まってないことは決まってないといふふうに思います。これはまた問題です。

○福島みづほ君 富裕層への増税をますやつてから九割を占めています。大企業はダンピングもあつたわけです。これ、消費税一緒にやらないですか。

○福島みづほ君 小庶民に甘えるのもいかげんにしろと言いたいと思いますよ。黙つているところから取つて、大きいところの富裕層への増税などはやらないじゃないですか。

○福島みづほ君 東京電力は、電気料金のうち家庭用の電気料金で九割を占めています。大企業はダンピングもあつたわけです。これ、消費税と一緒にやらないですか。

○福島みづほ君 中小企業の転嫁策だつてできないですよ。社民党があつたわけです。これ、消費税と一緒にやらないですか。

○福島みづほ君 おまとめください。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今日の時点での決まりであります。そのことを申し上げ、社民党の質問を終わります。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 消費税を増税すれば、本当に国

民も中小企業も困ります。

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○福島みづほ君 逆進性対策もしてなくて消費税を上げることに断固反対です。

○行田邦子君 そのことを申し上げ、社民党の質問を終わります。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 消費税の最初の引上げ時期は一二〇一四年のこれは四月であります。中小任取るんですか。

それまでに当然のことながら軽減税率があるのは付付き税額控除か、もちろんそれまでに簡素な給付措置やりますけれども……(発言する者あり)いや、低所得者対策をやるんです。いや、それをやらないで実施、引上げをするとということはあり得ません。間違いなくそういう対策を講じるということです。

○福島みづほ君 ということ、この順番はあるといふことは是非、それを逆にするなんていうことはあり得ないといふことであります。

○福島みづほ君 富裕層への増税をますやつてから、それから消費税の議論をする、消費税の議論が最後なら分かれますよ。でも、今日の時点で消費税増税だけ決めて、あとのこととは決まってないことは決まってないといふふうに思います。これはまた問題です。

○福島みづほ君 富裕層への増税をますやつてから九割を占めています。大企業はダンピングもあつたわけです。これ、消費税と一緒にやらないですか。

○福島みづほ君 小庶民に甘えるのもいかげんにしろと言いたいと思いますよ。黙つているところから取つて、大きいところの富裕層への増税などはやらないじゃないですか。

○福島みづほ君 東京電力は、電気料金のうち家庭用の電気料金で九割を占めています。大企業はダンピングもあつたわけです。これ、消費税と一緒にやらないですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 消費税の最初の引上げ時期は一二〇一四年のこれは四月であります。中小任取るんですか。

る、この事態に対しまして改めて強く抗議を申し上げたいと思います。

それでは、質問に移ります。

まず、公的年金制度について、民主党の法案提出者に伺います。

民主党の年金制度の改革案は、税を財源とした最低保障年金と納めた保険料に応じて年金を受け取れる所得比例年金の二本立てとなっていました。これは、三党合意の後もこの主張は変わらないのでしょうか。

○衆議院議員(白石洋一君) 民主党が提案する新年金制度というのは、拠出建ての保険方式としての所得比例年金、これを基本としまして、それは給付が少ない方に対して補足的に税を財源とする最低保障年金を給付するものであります。この骨子は変わっておりません。そして、今党内で具体案を鋭意検討しております。

今回、三党合意で提出した社会保障制度改革推進法案この枠組みの中で新年金制度を提案し、理解が得られるよう努力してまいりたいと思います。

○行田邦子君 税を財源とする最低保障年金といつた主張は変わらないということでした。

それでは、総理に伺います。

民主党の二〇〇九年のマニフェストでは、消費税を財源とする最低保障年金を創設して、全ての人が七万円以上の年金を受け取るようにするというふうに書いております。この場合の、この最低保障年金を導入した場合の必要な財源についてお教えただけまでしようか。

○国務大臣(岡田克也君) 今委員が正確に言われたように、最低保障年金で七万円とは言つていなんですね。全ての人が七万円受け取れるようにする、そのためには最低保障年金制度というのがあるということであつて、それは所得比例年金と最低保障年金合計して全ての人が七万円受け取れるようになります。そういう趣旨でござります。

具体的な制度設計については、今党の方で行なれているというふうに承知をしております。

○行田邦子君 私の質問は、財源についてお教えいただきたいということです。いかがでしょうか

いません。ばらばらのままであるということがよく分かりました。

それでは、高齢者医療制度について伺いたいと

思います。総理に伺います。

これから高齢者医療制度の議論の中で、政府・民主党として後期高齢者医療制度の廃止を主張していくんでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 後期高齢者医療制度の廃止に向けては、高齢者医療制度改革会議の取りまとめについて全国知事会を始めとする現在党の中で行われているということをごぞいました。現在の一〇%に引き上げたその消費税の中での最低保障年金を賄うという考え方には立ておりません。

○行田邦子君 最低保障年金を導入するというのは、これは抜本改革に当たります。こうした議論をするに当たっては、やはり詳細な制度設計とそれから財源を示さなければ検討ができません。ですから、早期にこれは提示するべきだと思いま

す。

それでは、自民党的法案提出者に伺います。

○行田邦子君 社会保障制度改革推進法案の第一条三号には、

社会保険制度を基本としというふうになつております。この法案を提出したお立場

として、税を財源とする最低保障年金を検討する余地はあるのでしょうか。

○衆議院議員(加藤勝信君) 今御議論があつたよ

うに、私どもの認識は、全額税を財源とするそ

うした年金というものは明らかに、ここに言つてお

ります社会保険制度を基本とするという、これに

は全く反するものであると、こういう理解でござ

ります。ただ、具体的な議論あるいは姿がまだ示

されておりません。そして、今御指摘があつた財

源もよく分かりません。したがつて、そうしたも

のを含めた御提案があれば、今回の推進法あるい

は三党合意に従つて対応していくと、こういうふうに考えております。

○行田邦子君 今の答弁でも分かるように、公的年金制度については、この三党の、野党それから与党の民主党、そしてまた政府の間でまとまってたそれをお出しただく中で、この三党合意、ま

たあるいは推進法に従つて検討していくと、こういうふうになると思います。

○行田邦子君 六兆円の公費が投入されている高齢者医療制度についても、これもまた野党、それから民主党、また政府の間で考えが全くまとまつていません。ばらばらの状況というふうに言えます。

私は、社会保障の財源として消費税の増税というふうなことを国民の皆様に提示するのであれば、やはり少なくとも社会保険給付の約半分を占めている年金制度そしてまた高齢者医療制度、少なくともこの二つについてはその改革の絵姿をしつかりとお示しをして、そして給付と負担の関係はどうな

るのか、財源はどのぐらい必要になるのかといつたことをお示しした上で消費税の増税ということを提示すべきではないか、それが筋であるといふように強く訴えたいというふうに思つております。

それでは、最後の質問になります。

○衆議院議員(加藤勝信君) 総理は、行革なくして増税なしといった趣旨の発言を何度もされています。その意を受けまして、民主党は、行政改革実行法案という与党の議員立法を四月十三日に国会に提出しました。そし

てまた、さらに特別会計法改正案は三月に、それから独立行政法人通則法改正案は五月に閣法と

して提出しています。これらはまだ審議すらされ

ていません。消費税増税の三党協議を行つたん

れば、歳出改革につながるこのような行政改革に資する法案についてもなぜ協議ができなかつたん

でありますか。

○国務大臣(岡田克也君) 委員御指摘の法案はそ

れぞれ重要であります。是非、この国会の中で御

審議いただきたいというふうに思つております。

特に、行革実行法案は民主党の中で議論し、そ

して作り上げられたものでございます。行田先生

も中心メンバーとしてお作りいただいたわけです

から、できれば党の中で一緒に法案成立に向けて

努力できればというふうに思いましたが、党は替

わりましたけれども、是非、この法案の実行に向

けて一緒に御協力いただければというふうに考えております。

○行田邦子君 総理から、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 社会保障と税の一体改革という法案でありますけれども、経済の再生もししなければいけない、今御指摘のように、行政改革、政治改革、国民の皆さんにとってはまず身を切る改革をやつてみろという、これが国民の声だと思います。そういう声を受け止めるためにも、今提案をさせていただいている行政改革に絡む法案の審議というのも是非お願いをしたいと思いますし、御協力を私からもお願いしたいと思います。

○行田邦子君 残念ながら、その同じ御答弁を二ヶ月前にも総理から伺っています。

○委員長(高橋千秋君) 時間が参りましたので、おまとめください。

○行田邦子君 総理は、事あるごとに決められな政局からの脱却と発言していますけれども、今回の一休合意といでので決ましたこと

というのは消費税の増税のみであります。

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○行田邦子君 そして、肝心の社会保障制度については決められないままの政治となっています。また、行政改革についても残念ながら進まないままとなっています。

○行田邦子君 総理は、事あるごとに決められな政局からの脱却と発言していますけれども、今回の一休合意といでので決ましたこと

というのは消費税の増税のみであります。

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○行田邦子君 残念ながら、その同じ御答弁を二ヶ月前にも総理から伺っています。

○委員長(高橋千秋君) 時間が参りましたので、おまとめください。

○行田邦子君 残念ながら、その同じ御答弁を二ヶ月前にも総理から伺っています。

○委員長(高橋千秋君) 時間が参りましたので、おまとめください。

○行田邦子君 残念ながら、その同じ御答弁を二ヶ月前にも総理から伺っています。

○委員長(高橋千秋君) 時間が参りましたので、おまとめください。

○委員長(高橋千秋君) この際、お諮りいたしました。八案に対する質疑は終局したものと認めます。よつて、八案に対する質疑は終局したものと認めます。

(賛成者起立)

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつて、八案に対する質疑は終局したものと認めます。

す。

○委員長(高橋千秋君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大門実紀史君及び行田邦子君が委員を辞任され、その補欠として田村智子君及び亀井亞紀子君が選任されました。

○委員長(高橋千秋君) これより八案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○姫井由美子君 国民の生活が第一の姫井由美子です。

私は、国民の生活が第一を代表して、消費税増税法案を含む社会保障と税の一体改革関連八法案に對して断固反対の立場から討論をいたします。

まずそれ以前に、当委員会の運営に對して一言申上げます。

民自公談合三党以外の純粹野党七会派による野田総理への問責決議案の処理を先送りにして、このような形で消費税増税法案を含む関連八法案が本委員会で採決されること自体が不當だと断言いたします。

したがいまして、私たち純粹野党は、委員会の冒頭に高橋千秋委員長の不信任動議を提出いたしました。しかし、討論の申出があつたにもかかわらず認められなかつたことに強く抗議をいたしま

す。委員会において、討論の申出に對してこれを認めず、前代未聞の言論封鎖、すなわち議会制民主主義の否定の暴挙が行わされました。良識の府である参議院において二度とこのようなことがなさ

れないと想ひます。

○姫井由美子君 公共事業への流用を実現しようとしていることです。

また、法案に関して、衆議院での修正という形

で民自公の三党のみで秘密裏に進められ、さらに

の談合で合意されたことは……

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○姫井由美子君 議会制民主主義の否定であり、到底国民の皆さんには納得するわけがありません。政

府原案では、所得税や資産課税の税制改革を行うこととなっていました。しかし、この点について、三党合意により、来年の税制改正に先送りとなっています。

本来、社会保障と税は所得の再分配機能となるべき政策です。それを先送りにして消費税の増税なつています。

さらに、消費税については逆進性対策や転嫁対

のみが先行し増収を図るということでは、まずもつて納得できません。

ささらに、消費税については逆進性対策や転嫁対

策など様々な問題があります。にもかかわらず、簡素な給付措置の内容も将来想定している給付付

き税額控除の姿も政府・与党から示されていません。

まずそれ以前に、当委員会の運営に對して一言申上げます。

民自公談合三党以外の純粹野党七会派による野田総理への問責決議案の処理を先送りにして、このような形で消費税増税法案を含む関連八法案が本委員会で採決されること自体が不當だと断言いたします。

したがいまして、私たち純粹野党は、委員会の冒頭に高橋千秋委員長の不信任動議を提出いたしました。しかし、討論の申出があつたにもかかわらず認められなかつたことに強く抗議をいたしま

す。委員会において、討論の申出に對してこれを認めず、前代未聞の言論封鎖、すなわち議会制民主主義の否定の暴挙が行わされました。良識の府である参議院において二度とこのようなことがなさ

れないと想ひます。

○姫井由美子君 正統性がありません。

審議の中で明らかになつたことは、今回の関連八法案は、社会保障と税の一体改革と言いつつも、三党合意により追加された附則十八条二項に

も、三党合意になつたことは、今回

八年衆議院総選挙で民主党が託された民意に反し

たことは、今回の法案がそもそも社会保障と税の

一体改革でなかつたことの証明であります。

第二に、民自公の談合による三党合意、実質的

には三党大連立政権による消費税増税は、二〇〇九年衆議院総選挙で民主党が託された民意に反し

たことは、今回の法案がそもそも社会保障と税の

一体改革でなかつたことの証明であります。

第三に、消費税引上げに伴う転嫁対策や駆け込

み需要などをへの対策が検討されているということ

であります。この点について私の質疑の中でも取

り上げましたが、中小企業では税率引上げ分の転

嫁が大変難しい問題、社会保険診療が非課税であ

る医療機関について損税の問題があること、住宅

などの駆け込み需要とその取得課税の問題、ある

いは自動車関係諸税の抜本的見直し、揮発油税な

どとのタックス・オン・タックスの問題などにつき

まして、こうしたものへの対応を必要な法制上の

措置を含めて精力的に検討をする旨の御答弁をい

ただきました。

もちろん、今回の消費税引上げが我が国経済に

与える影響は大変大きなものであることには疑問

このように、あらゆる点で問題のある社会保障と税の一体改革……

○姫井由美子君 関連八法案は否決し廃案にすべきであると申し上げ、私の反対討論といたしました。

○金子洋一君 民主党的金子洋一でございます。会派を代表して、賛成の立場から討論をいたしました。

賛成の理由の第一は、消費税引上げ分の五%が全て社会保障に充てられるということでありま

す。特に、社会保障の充実に約二・七兆円が使わ

れます。されど、子育て支援を始めとする多くの事業が強化を

されます。また、附則十八条二項の規定につきま

して、無駄な公共事業にはびた一文使えない、使わ

れないということが明らかとなりました。

第二に、経済成長への配慮があることです。何

ら対策を打たなければ、五%分の消費税率の引上

げはデフレ下での我が国経済に大変大きな悪影響

をもたらしてしまいます。しかし、今回の法案で

は、景気条項として十年間の平均で年間名目

三%、実質一%の経済成長を目指し政策努力を行

うことや、緊急の事態が起きた場合には税率引上

げ停止を含んだ措置をとることになつてお

ります。

第三に、消費税引上げに伴う転嫁対策や駆け込

み需要などをへの対策が検討されているということ

であります。この点について私の質疑の中でも取

り上げましたが、中小企業では税率引上げ分の転

嫁が大変難しい問題、社会保険診療が非課税であ

る医療機関について損税の問題があること、住宅

などの駆け込み需要とその取得課税の問題、ある

いは自動車関係諸税の抜本的見直し、揮発油税な

どとのタックス・オン・タックスの問題などにつき

まして、こうしたものへの対応を必要な法制上の

措置を含めて精力的に検討をする旨の御答弁をい

ただきました。

<p>の余地がございません。賛否を迷つておられる方も多いと思います。お気持ちお察しいたします。</p> <p>しかし、参議院での与党過半数割れなどの複雑な状況に対応する上で完全無欠な法案というものはございません。力を合わせてできるだけ悪影響を減らし、政策効果を強化していくことが我々国會議員に課せられた使命です。私は円高・デフレ脱却を目指し、金融緩和の実現に向けて全力で取り組んでまいります。</p>
<p>以上、皆様の御賛同を心からお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。</p> <p>○桜内文城君 みんなの党的桜内文城です。</p> <p>私は、ただいま議題となりました消費税増税関連八法案に対する反対の討論を行います。</p> <p>我が消費税増税関連八法案に対し反対する理由は以下の三点です。</p> <p>第一に、失われた二十年とも呼ばれるバブル崩壊後のデフレ不況が続く中、究極のデフレ政策である増税を強行するのは、日本経済そして国民の生活をぶち壊しにするものでしかありません。確かに、GDPの二倍にも達する巨額の財政赤字をいかにしてコントロールするのかという問題意識は共にしますが、増税のみによって財政再建を果たせるわけではありません。民間主導の経済成長に伴う增收、無駄の削減による歳出の圧縮を組み合わせてこそ財政再建の道筋が見えてくるはずです。</p> <p>歴史に学ばない者は過ちを繰り返すと言います。昭和恐慌の折、浜口雄幸総理、井上準之助大臣は、男子の本懐と称して文字どおり自らの命を懸けてデフレ政策である金輸出解禁を行いました。政治家の生きざまとしては尊敬すべきものがありますが、誤った経済政策によって日本経済がどん底にまで落ち込んだことは歴史に刻まれています。同様に、野田総理の言う決められる政治も美しい響きがありますが、デフレ不況下の消費増税という間違った経済政策を強行することを決められる政治と呼ぶならば、再び歴史は繰り</p>
<p>返し、かえって国民の生活が台なしになることでしょう。</p> <p>第二に、みんなの党は、三年前の結党以来、増税の前にやるべきことがあると一貫して主張していました。増税の前にやるべきこと。まず、税金を減らし、政策効果を強化していくことが我々国議員に課せられた使命です。私は円高・デフレ脱却を目指し、金融緩和の実現に向けて全力で取り組んでまいります。</p>
<p>私は、ただいま議題となりました消費税増税関連八法案に対する反対の討論を行います。</p> <p>○桜内文城君 みんなの党的桜内文城です。</p> <p>私は、たいまつ議題となりました消費税増税関連八法案に対する反対の討論を行います。</p> <p>我が消費税増税関連八法案に対し反対する理由は以下の三点です。</p> <p>第一に、失われた二十年とも呼ばれるバブル崩壊後のデフレ不況が続く中、究極のデフレ政策である増税を強行するのは、日本経済そして国民の生活をぶち壊しにするものでしかありません。確かに、GDPの二倍にも達する巨額の財政赤字をいかにしてコントロールするのかという問題意識は共にしますが、増税のみによって財政再建を果たせるわけではありません。民間主導の経済成長に伴う增收、無駄の削減による歳出の圧縮を組み合わせてこそ財政再建の道筋が見えてくるはずです。</p> <p>歴史に学ばない者は過ちを繰り返すと言います。昭和恐慌の折、浜口雄幸総理、井上準之助大臣は、男子の本懐と称して文字どおり自らの命を懸けてデフレ政策である金輸出解禁を行いました。政治家の生きざまとしては尊敬すべきものがありますが、誤った経済政策によって日本経済がどん底にまで落ち込んだことは歴史に刻まれています。同様に、野田総理の言う決められる政治も美しい響きがありますが、デフレ不況下の消費増税という間違った経済政策を強行することを決められる政治と呼ぶならば、再び歴史は繰り</p>
<p>返し、かえって国民の生活が台なしになることがあります。</p> <p>第三に、国民に増税の負担を求めるのであれば、本法案の採決の前に国民に信を問うべきです。マニフェストで国民に約束した高速道路無料化、子ども手当、ガソリン税の暫定税率の廃止、最低保障年金、後期高齢者医療制度の廃止等、日玉政策を何一つ実現することなく、マニフェストにない消費税の増税は強行する、憲政の常道に反する増税一本やりの政策には我々は断固として反対します。</p> <p>○石井準一君 自由民主党の石井準一です。</p> <p>私は、自由民主党の石井準一です。</p> <p>○委員長(高橋千秋君) おまとめください。</p> <p>○桜内文城君 消費税増税関連八法案には経済政策の面でも民主主義的な手続の面でも何ら正当性がないことを指摘して、私の反対討論を終わります。</p> <p>○石井準一君 おまとめください。</p> <p>○委員長(高橋千秋君) おまとめください。</p> <p>○石井準一君 この約束を誠実に守り、野田総理が成立した暁には近いうちに国民に信を問うこと三党が合意をいたしました。</p> <p>○委員長(高橋千秋君) おまとめください。</p> <p>○石井準一君 社会保障と税の一体改革関連法案が成立した暁には近いうちに国民に信を問うこと三党が合意をいたしました。</p> <p>○委員長(高橋千秋君) おまとめください。</p> <p>○石井準一君 国民の審判を受けることを切に申し上げ、私の討論をいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>○田村智子君 日本共産党を代表し、社会保障と税の一括改革関連法案に反対の討論を行います。</p> <p>まず冒頭、本日の委員会での委員長不信任動議について、当の委員長が小会派の討論を認めないと、子ども・子育てについては、政府・民主党が</p>

ます。

今国会での消費税増税法案の採決はやるべきではない、これが国民の圧倒的多数の世論です。民主、自民、公明の増税連合による採決の強行は断じて認められません。消費税増税は、国民生活も日本の経済財政も危機に陥れる愚の骨頂ともいすべき政策です。

先月発表された国民生活基礎調査では、生活が苦しいという世帯は過去最多、六割を超えました。この声に耳を傾げず、消費税を一〇%に引き上げたらどうなるか。個人消費が冷え込み、国内経済は更に低迷、収支も回復どころか一層落ち込むことは誰の目にも明らかです。

また、消費税は余りに欠陥の多い税制です。中小企業が価格に転嫁できない、逆進性が強く、低所得者への対策が必要、医療機関は損税を強制されているなど、本委員会でも繰り返し深刻な問題点が指摘されました。政府からも、民主、自民、公明の発議者からも何一つ抜本的な対策は示されていません。

社会保障のためという増税の目的も、本院での審議で完全に崩れました。

三党の修正によつて、消費税法の附則には、社会保障財源を消費税とすることで機動的な対応が可能となり、成長戦略及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分する旨が明記されました。

現に、政権交代後、予算執行が凍結されていた八ツ場ダム、東京外環道などの大型事業が一気に吹き返し、今後十年間で自民党からは二百兆円、公明党からは百兆円の大型公共事業プランまで提起されています。これでは、消費税増税は大型公共事業のための打ち出の小づちではありませんか。

社会保障のためどころか、国民にとっては、消費税増税に加え、社会保障の切捨てが襲いかかることも明らかになりました。

本委員会の質疑では、適正化、効率化、重点化の名の下に、介護保険料、国民健康保険料の一層の引上げ、介護サービスの新たな抑制、混合診療

解禁の検討などが行われることを政府も法案発議者も否定しませんでした。

現在、金融審議会では、保険会社による医療や介護の現物給付についての議論も行われており、保険会社など當利企業の医療、介護への参入を狙っていると言つても過言ではありません。自助、家族相互及び地域の支え合いが社会保障の基本という社会保障制度改革は、憲法二十一条が定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、その権利を保障するための國の義務を著しく矮小化するものであり、断じて認められません。

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○田村智子君 保育の市場化を進め、公的保育制度を後退させるものとなっています。保育施策へは七千億円。国基準の低さから、現に地方自治体が単独で負担している一兆円にも届きません。しかも、保育所の建設費補助の規定が削除されており……

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○田村智子君 待機児童対策などが安上がりな保育施策に傾倒する懸念があります。

政府の言う社会保障と税の一体改革では、日本

の社会が良くなる道は見えません。我が党は、消費税に頼らず社会保障充実の道があることを対案として示してきました。

○委員長(高橋千秋君) 時間が来ております。おまとめください。

○田村智子君 消費税増税を許さず、国民とともに

に眞の改革の道を歩む決意を述べ、反対討論を終わります。

○竹谷とし子君 私は、公明党を代表して、ただ

に国民が安心して暮らすための社会保障制度の構築が喫緊の課題であり、加えて、その制度の信頼を確保するためにも安定財源を確保することは不

可欠であります。

残念ながら、政府の一体改革案は社会保障制度の全体像が示されず、増税による国民負担を求めることを優先し、現下のデフレ不況に苦しむ国民、特に低所得者に対する配慮に欠いたものでした。

こうした政府案に對し、公明党は、自民党とともに真摯に修正協議に臨み、年金、子育て、税制の各分野について必要な制度の見直しに合意するという決断をいたしました。

まず、子ども・子育て新システムに関する法案は……

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○田村智子君 保育の市場化を進め、公的保育制度を後退させるものとなっています。保育施策へ

は七千億円。国基準の低さから、現に地方自治体が単独で負担している一兆円にも届きません。しかも、保育所の建設費補助の規定が削除されており……

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○田村智子君 待機児童対策などが安上がりな保育施策に傾倒する懸念があります。

政府の言う社会保障と税の一体改革では、日本

の社会が良くなる道は見えません。我が党は、消費税に頼らず社会保障充実の道があることを対案として示してきました。

○委員長(高橋千秋君) 時間が来ております。お

まとめください。

○田村智子君 消費税増税を許さず、国民とともに

に眞の改革の道を歩む決意を述べ、反対討論を終わります。

○竹谷とし子君 私は、公明党を代表して、ただ

に国民が安心して暮らすための社会保障制度の構

築が喫緊の課題であり、加えて、その制度の信頼を確保するためにも安定財源を確保することは不

可欠であります。

改革に關連する政府提出法案及び民主党、自民党、公明党提出の社会保障制度改革推進法案の全てに反対の立場から討論をいたします。

最初に、野党七党によつて提出された野田政権への問責決議が参議院にて討議されなかつたことに強く抗議をいたします。与党は何を問わいでいるのか、真摯に向き合うべきです。

野田首相は、自民党政治を変えると訴え政権交代したにもかかわらず、自民党と手を結び自民党の政策を実現しようとしており、国民の信頼を完全に裏切っています。原発再稼働、原子力規制委員会委員長及び委員の人選、オスプレイの配備など、国民の声を無視し続ける野田政権の判断には大きな問題がありますが、その最たるもののが消費税増税です。

社会保険と税の一体改革といながら、社会保障制度改革も不公平税制のは正も全て先送りです。結局、法案は、ただの消費税増税だけです。

毎年賃金が下がり、デフレが続き、非正規雇用労働者が増大し、年収二百万円以下の生활者が増え

るのに、賃成であります。

社会保障と税の一体改革といながら、社会保障制度改革も不公平税制のは正も全て先送りです。結局、法案は、ただの消費税増税だけです。

毎年賃金が下がり、デフレが続き、非正規雇用労働者が増大し、年収二百万円以下の生활者が増え

るのに、賃成であります。

社会保障と税の一体改革といながら、社会保障制度改革も不公平税制のは正も全て先送りです。結局、法案は、ただの消費税増税だけです。

毎年賃金が下がり、デフレが続き、非正規雇用労働者が増大し、年収二百万円以下の生활者が増え

るのに、賃成であります。

社会保障と税の一体改革といながら、社会保障制度改革も不公平税制のは正も全て先送りです。結局、法案は、ただの消費税増税だけです。

毎年賃金が下がり、デフレが続き、非正規雇用労働者が増大し、年収二百万円以下の生활者が増え

るのに、賃成であります。

社会保障と税の一体改革といながら、社会保障制度改革も不公平税制のは正も全て先送りです。結局、法案は、ただの消費税増税だけです。

毎年賃金が下がり、デフレが続き、非正規雇用労働者が増大し、年収二百万円以下の生활者が増え

るのに、賃成であります。

末です。

また、生活保護の適正化も、委員会では予算の削減を意味しないとの答弁でしたが、生活保護の申請を却下された人たちが餓死する現状の中、削減ではなく、生活保護が日本国憲法二十五条を真に担保したものにしていくことこそが問われています。

国民が強く求めているのは社会保障制度の改革です。その全体像があり、それを実現する不公平税制の是正を始めとした税制改革を行うという財政案が提示されるべきです。国民は社会保障像を全く示されることなく、税金だけを取られていくような法案に賛成をするわけにはいきません。

消費税増税法案を国民の信を問うことなく成立させることは、民主主義を踏みにじるものです。二〇〇九年九月九日、三党で、この選挙で負託された期間内は消費税を上げないと決めました。國民への約束をなぜ踏みにじるのでしょうか。

○委員長(高橋千秋君) 時間が参りました。おまとめください。

○福島みづほ君 以上の理由から、全ての法案に反対することを申し上げ、社民党の反対討論いたします。

○亀井絆子君 私は、みどりの風を代表し、一体改革関連八法案について反対討論を行います。

本法案は、手続にも内容にも問題があります。まず、手続については、与党民主党内の合意形

成において多数決を取らず、ごく少数の執行部に一任させるという独裁的手法で推し進めたため、民主党から六十人近い離党者を出すという混乱を招きました。

また、民主党と国民新党の連立合意文書に今回の選挙で負託された政権担当期間中において消費税率引上げは行わないという公党間の約束があり、本法案は連立政権の正統性を証明する連立合意文書に違反しています。

国民新党の代表であった亀井静香氏は、法案提出前に野田総理と党首会談を行い、その後、閣議前に連立解消の会見を行いましたが、閣議後に

官房長官が連立解消を否定するという前代未聞の事件が起きました。党首会談で決まったことをな

ぜ官房長官が覆せるのか、その理由はいまだに示されておりませんし、当事者である総理が知らぬ存ぜぬで通すことは余りにも無責任だと思いま

す。

つまり、本法案は、国民新党側の連立解消の会

見と民主党側の連立維持の会見との間に挟まれた法的位置付けが曖昧な闇議、言わば政権の空白期間に国会に提出された法案です。立法府はこの点を追及せず、解散をめぐる党利党略で審議が進められ、本日採決を行うことは国会の歴史に汚点を残すと思います。

連立合意は一方的に破棄し、三党合意は公党間

の約束だから守れと強要する野田総理の身勝手な

論理、見識のなさに愕然とします。

七会派の問責決議案の提出は至極当然だと思いま

す。野党であるはずの自民党、公明党との認識

を共有できないことは大変残念です。

本法案は内容においても大いに問題があり、枚

挙にいとまがない

が、一言で言うなら、社

会保障制度改革と消費税一〇%という数字に何の

関連性もないことです。一体改革とは名ばかりで

あり、本法案の基礎をつくった政府の社会保障改

革に関する集中検討会議、また税制調査会におい

て、制度改正と財源が一体で議論されたことは一

度もありません。

例え、最低保障年金、後期高齢者医療制度の廃止は政権交代の原動力となつた政策ですが、実

ないことは問題です。

さらに、デフレ下での増税は更なる景気後退を招くことも多くの経済学者が指摘しています。

以上のように、本法案は、手続、内容共に重大な問題があり、国民の信に堪えられるような代物ではありません。

二〇一四年四月の……

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○亀井絆子君 消費税引上げまでに少なくとも二回の国政選挙があります。郵政民営化法がそうであったように、時の総理が強引に進めても、法案の中身がひどい場合は凍結、修正せざるを得なくなります。

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○亀井絆子君 消費税問題が第二の郵政となり、拙速な採決が今後、更なる国会の混乱を招くかもしれません。

以上の理由から、本日の採決には反対いたしました。

○委員長(高橋千秋君) 他に御意見もなければ、

討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(高橋千秋君) 御異議ないと認めます。よって、八案に対する討論は終局したものと認めます。

これより順次採決に入ります。
まず、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につい

て採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつ

て、本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、社会保障制度改革推進法案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、荒木清寛君から発言を求められており

ますので、これを許します。荒木清寛君。

○荒木清寛君 私は、ただいま可決されました社会保障制度改革推進法案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

社会保障制度改革推進法案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、社会保障給付とこれに要する費用の負担の在り方については、受益と負担の適切な関係の確保、社会保障給付における均衡の確保及び国民の負担の適正化と負担の公平を図り、

全体として均衡と整合性がとれたものとする

こと。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○委員長(高橋千秋君) ただいま荒木清寛君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつ

て、荒木清寛君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、岡田国務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。岡田国務大臣。

○國務大臣(岡田克也君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(高橋千秋君) 次に、子ども・子育て支援法案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、石井準一君から発言を求めておりますので、これを許します。石井準一君。

○石井準一君 私は、ただいま可決されました子

ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援

法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。

六、大都市部を中心に行き児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、児童教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。

七、市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。

八、新たな児童連携型認定こども園の基準は、幼稚期の学校教育・保育の質・量の充実を図るために、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとすること。

九、現行の児童連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな児童連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。

十、特別支援教育のための人材の確保と育成にかかるものとすること。

十一、安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図ること。

十二、新設、修理、改修、拡張又は整備を要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平准化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

五、保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であつても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること。

六、大都市部を中心に行き児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、児童教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。

七、市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。

八、新たな児童連携型認定こども園の基準は、幼稚期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとすること。

九、現行の児童連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな児童連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。

十、特別支援教育のための人材の確保と育成にかかるものとすること。

十一、安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図ること。

十二、新設、修理、改修、拡張又は整備を要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平准化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

十三、施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとすること。

十四、施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとすること。

十五、児童教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとすること。

十六、放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るために財政支援を行う仕組みとすること。

十七、放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ

関係者に周知すること。

十八、妊婦健診の安定的な制度運営の在り方に

ついて検討を加え、その結果に基づいて所要

の施策を講ずること。

十九、ワーク・ライフ・バランスの観点から、

親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域

で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方

を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取

り組むこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いをい

たします。

（賛成者起立）

○委員長（高橋千秋君） ただいま石井準一君から

提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行

います。

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よつ

て、石井準一君提出の附帯決議案は多数をもつて

本委員会の決議とすることに決定いたしました。

大臣から発言を求められておりますので、この

際、これを許します。小宮山内閣府特命担当大

臣。

○委員長（高橋千秋君） ただいま御決議があ

りました附帯決議につきましては、その御趣旨を

十分に尊重していきます。

○委員長（高橋千秋君） 次に、社会保障の安定財

源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため

の消費税法等の一部を改正する等の法律案につい

て採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

この際、荒木清寛君から発言を求められており

ますので、これを許します。荒木清寛君。

○荒木清寛君 私は、ただいま可決されました社

会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な

改革を行うための消費税法等の一部を改正する法

の法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主

党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党の各

派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制

の抜本的な改革を行うための消費税法等

の一部を改正する等の法律案に対する附

帯決議（案）

政府は、次の事項について、十分配慮すべき

である。

（賛成者起立）

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

なお、八案の審査報告書の作成につきまして

は、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋千秋君） 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

八月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税増税撤回に関する請願（第二〇六六号）

一、社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保

障の充実を求めることがありますに関する請願（第二〇七〇号）

一、社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保

障の充実を求めることがありますに関する請願（第二〇七一号）

一、社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保

障の充実を求めることがありますに関する請願（第二〇七二号）

第一〇六六号 平成二十四年七月二十三日受理

消費税増税撤回に関する請願

請願者 愛知県半田市 中川恵子 外千名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一〇七〇号 平成二十四年七月二十四日受理

社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップ

を行わないことに関する請願

請願者 北海道根室市 長谷川新吉 外四

九
かく 国会

国家

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇七一号 平成二十四年七月二十四日受理

社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保障の充

実を求めることに関する請願

請願者 北海道根室市 長谷川新吉 外四

千四百六十三名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

実を求めることに関する請願

請願者 北海道根室市 長谷川新吉 外四

千四百六十三名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

実を求めることに関する請願

請願者 北海道根室市 長谷川新吉 外四

千四百六十三名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

実を求めることに関する請願

請願者 北海道根室市 長谷川新吉 外四

千四百六十三名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

実を求めることに関する請願

請願者 北海道根室市 長谷川新吉 外四

千四百六十三名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

実を求めることに関する請願

請願者 北海道根室市 長谷川新吉 外四

千四百六十三名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

実を求めることに関する請願

請願者 北海道根室市 長谷川新吉 外四

千四百六十三名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

実を求めることに関する請願

請願者 北海道根室市 長谷川新吉 外四

千四百六十三名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

実を求めることに関する請願

請願者 北海道根室市 長谷川新吉 外四

千四百六十三名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

実を求めることに関する請願

請願者 北海道根室市 長谷川新吉 外四

千四百六十三名

平成二十四年九月七日印刷

平成二十四年九月十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局